

第二次春日市子ども読書活動推進計画

平成 27 年 4 月

春 日 市

目 次

第1章 第二次春日市子ども読書活動推進計画の基本的な考えかた	1
1 子どもと読書	
2 子どもの読書活動推進の意義と現状	
3 計画の改訂にあたって	
4 本計画の目標	
5 計画の概要	
第2章 子どもの読書活動の状況とこれまでの取組	9
1 子どもの発達段階ごとの特徴と読書	
2 読書調査にみる春日市の子ども読書活動の現状(乳幼児)	
3 読書調査にみる春日市の子ども読書活動の現状(小学生・中学生)	
4 これまでの取組(平成21～26年度)	
第3章 推進のための取組	24
1 家庭	
2 保育所(園)・幼稚園	
3 学校	
4 地域	
5 図書館	
6 各施設における取組一覧	
資料編	36
〔1〕子どもの読書活動の推進に関する法律	
〔2〕子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔抜粋〕	
〔3〕第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔抜粋〕	
〔4〕第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔抜粋〕	
〔5〕福岡県子ども読書推進計画〔抜粋〕	
〔6〕福岡県子ども読書推進計画(改訂版)〔抜粋〕	
〔7〕春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱	
〔8〕春日市子ども読書活動推進連絡会委員名簿(平成26年度)	

第1章 第二次春日市子ども読書活動推進計画の基本的な考えかた

1 子どもと読書

かなり古い書物ですが、山田純著『子どものことば 小さなことばの不思議』（有斐閣新書 1985）は、山上憶良の「銀も金も玉も何せむに優れる宝子にしかめやも」（万葉集）で始まり、赤ちゃんの驚くべきことばの学びをわたくしたちに教えてくれました。「音が聞こえることは、話しことば習得の大前提ですが、その時期は生まれる以前、母胎内にいるときです。（中略）驚くべきことに、生後12時間ですでに人声とそうでない音の違いがわかります。（中略）子どもは生まれた瞬間から（さらには胎内にいるときから）ことばを獲得するまで、何万回となく周囲の人々の話すことばに同調し続けることとなります。いや、人間は生まれて死ぬまで人々のことばに合わせてリズム運動を続ける運命にあると言うべきでしょうか。／新しい命の驚異はこれだけに留まりません。子どもは子宮内にいるときから母親のことばを聞き、誕生後も胎児期に聞いたことばを覚えている、という新しい報告がなされました。」（*1）と記した後、胎児が母親だけでなく周囲の人々の俳句の録音テープにも「何だろう反応」「注意集中」反応を示したと記しています。そして、山田は新生児の「驚くべき模倣能力」を述べた後、「これらの事例から、人間の子どもは、生まれた瞬間から聴覚的にも視覚的にもことばに接し、ことばの獲得のための準備を開始していることがわかります。」（*2）

わたくしたちはこれらの研究成果を、子どもの読書を推進する上での子ども自身の学習意欲としてしっかりと認識しておきたいと思います。

「子どもがちゃんと育つために必要なのは一にも二にも実体験である」と訴える文学の研究者であり児童文学翻訳家でもあり、読書活動にもかかわっている脇明子（岡山・ノートルダム清心女子大学名誉教授）は、『読む力は生きる力』（岩波書店）を出版した後、子どもの読書の意義と役割について精力的に発言しています。

近著『読む力が未来をひらく 小学生への読書支援』（岩波書店 2014）では、「本を読むことで育つ力」を明確にしています。脇は「はじめに」で、小学生時代こそ「読み聞かせてもらう」ことから「読む」ことへの、大きな飛躍を要求される時期と述べ、「たくさん本を借りた子どもを表彰するといったやり方の」読書支援ではない方法を、物語の読み聞かせや一人一人のために本を選んで手渡したりすることに求めています。

この本で脇は、本を読むことをしないと得られないものとして、4つの力を挙げます。「思考力」「想像力」「記憶力」「自己認識力」です。

「思考力」「想像力」について、本は、文字を読んで情報を拾い集め、思考力を使って情報を整理し、想像力を働かせるところまで進まないと、楽しむことはできない。また、子どもの本の挿絵は、読み手の想像力を立体化させ、動かし、生命を吹きこみ、描かれていない場面へも押し広げていくとします。

また、読み進めるにつれて、記憶すべき「それまでのお話」はどんどん長くなるから、記憶力も鍛えられていると第3の力である「記憶力」を登場させます。脇は、「こうやって鍛えられた記憶力、思考力、想像力は、生活や仕事に必要な情報を得るのにも、人とかかわっていくのにも、この先起こることを予測するのにも、これらの力は不可欠です。」（*3）と断言します。

この指摘を受けて考えてみると、これらの力は、学校教育で先の学習指導要領改訂の折に導入された「総合的な学習」で求められる学力とかなりの部分で重なることに気付かされます。

脇はこう言います。「求める知識や楽しみがしっかり得られる本であれば、私たちは、求めたものを得ると同時に、記憶力や思考力や想像力が鍛えられるというプラス・アルファ、生きる力の基本としてとても大切なプラス・アルファを、知らず知らずのうちに受け取ることができるのです。」(*4)

それに最適なのは「一人の主人公が経験していくことをていねいにたどった物語の本」であると結論づけています。

脇は、「自己認識力」を「自分自身の行動や心の動きを、多少とも客観的、批評的に観察する力」(*5)と定義します。そして、それは自己制御もできる力へと育っていくと言います。物語の読者が主人公といっしょに喜怒哀楽を感じながら、「こんなことをしてもいいのかな？」と「心配しなくても、きっと大丈夫」などと、「まるで保護者のように見守る目を育てていけば、いつしか自分という主人公に対しても、保護者のように見守るコツがつかめてくるはず」(*6)と、物語の読書の効果を挙げます。それは、思春期に近い悩みをも視野に入れた読書の効用です。

脇の考察を読むと、的確な導きによれば、読書が記憶力・思考力・想像力それらに加えて自己認識力(自己制御力)を養うことが納得されます。ここにも子どもの読書を推進しなければならない大きな意義を見いだすことができます。

前回の読書推進計画から大きく変化したものは、何といたっても電子メディア(IT・デジタル)の広がりです。携帯電話からスマートフォンへ、学校でもインターネットを活用した授業、電子黒板の登場と多彩です。一方で、読書への関心はやや薄らいできたと言えます。懸念されるのは、近年の日本での特徴ともいえる「二極化」です。何事をとっても、中間層が存在しなくなってきています。

評論家の田原総一郎は、『緊急提言！デジタル教育は日本を滅ぼす 便利なことが人間を豊かにすることではない!』(ポプラ社 2010)を出版しました。その中で田原は「繰り返しになるがデジタル教科書は、正解のある課題に対しては、自己完結のかたちで答えを出すことができる。学校も教師も必要ない。きわめて利便性があり、効率的である。しかし、だからこそ問題なのである。/私は日本の学校教育の重大な欠陥が、正解のある問題の解き方ばかりを教え、正解以外の答えに対してまったく価値を認めないために、コミュニケーション能力が育まれず、想像力や創造力が封じ込まれてしまっていることだと主張してきた。デジタル教科書はこの欠陥を間違いなく増大させてしまう。自己完結のかたちで正解が追及(引用者注・「追究」か「追求」が適当ではないか)できるので、コミュニケーション能力や想像力、創造力は育たない。」(*7)と危惧しています。

その後、教育界では家庭での予習を前提とした「反転授業」も取りざたされるようになりました。

NHKのアナウンサーであった鈴木健二は今から10年前、『今、読書が日本人を救う 鈴木健二の「読書のすすめ」』(グラフ社 2004)を出版し、読書することの重要性を指摘していました。その目次は、「第1章 私の人生を変えた本との出会い」で始まり、「第2章 なぜ読書をするのでしょうか」と読書の様々な効果を述べ、「第3章 本がなければ生きていけない」で結んでいます。鈴木は、子どもたちのテレビ視聴時間が外国の2倍以上で、反対に読書時間は半分以下、テレビは一方通行でコミュニケーションが成立せず、そのため子ども達の語彙が

年々減少していることを指摘します。その後、「それに、あんなに、殊に高校生から二十代の若い女性が携帯電話でしゃべり、しょっちゅうメールを気にしていたら、人間にとって大切な集中力をつかさどる脳の部分が、どんどん悪くなってしまいます。」(*8)と、携帯電話に熱中する人々の姿を危ぶんでいます。それは、読み聞かせ等の本への関心の減退をおもんばかってのことでしょう。

斎藤孝は、従来、基礎学力として重視されてきた「読み・書き・そろばん」を21世紀にヴァージョン・アップさせるものとして「コメント力」「段取り力」「まねる盗む力」の三つを提案しています(『子どもに伝えたい 三つの力 生きる力を鍛える』(NHK出版 2001)。その中で、読書の大切さをコミュニケーション能力育成の面から次のように指摘します。「通常、コミュニケーションが重要だと言われるさいには、読書が強調されることは少ない。むしろ、話し言葉が想定されている。しかし、深いコミュニケーションや自分とは異なる文化を持つ者とのコミュニケーションにおいては、読書が大きなトレーニング効果を発揮する。おしゃべりは、誰でもできるものであり、あえてコミュニケーションとして重要視するほどのものでもない。質の高い対話を求めるのであれば、読書の習慣は最重要視されてよいトレーニング・メニューである。」(*9)

このように、ことばに対する胎児の驚くべき反応や子どものちゃんとした成長、またIT文化のもとでの読書の果たす役割、コミュニケーション能力と読書の関係等を子どもと読書という視点から考えた時、本読書推進計画の意義はますます大きくなってきます。

*1) 山田純『子どものことば 小さなことばの不思議』有斐閣新書、1985年：pp.47-49。

*2) 前掲*1)：p.54。

*3) 脇明子『読む力が未来をひらく 小学生への読書支援』岩波書店、2014年：p.4。

*4) 前掲*3)：p.6。

*5) 前掲*3)：p.13。

*6) 前掲*3)：p.15。

*7) 田原総一郎「先進的なデジタル教科書が日本を滅ぼすその理由」『緊急提言！デジタル教育は日本を滅ぼす 便利なことが人間を豊かにすることではない！』ポプラ社、2010年：pp.180-190。

*8) 鈴木健二「声を出して本を読む楽しさを知ろう」『今、読書が日本人を救う 鈴木健二の「読書のすすめ」』グラフ社、2004年：p.172。

*9) 斎藤孝「読書はなぜ大切か」『子どもに伝えたい 三つの力 生きる力を鍛える』NHK出版、2001年：p.238。

2 子どもの読書活動推進の意義と現状

子どもにとっての読書は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)及び国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月閣議決定)において「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」、「子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源」であると述べられています。

自ら文字を読むことができない乳幼児期の読み聞かせは、保護者の愛情が言葉を通して子ども心の発達を促します。読み聞かせによって作り出される親子の交流は、家庭に温もりや安らぎを生み、子どもの心の健全な成長にとって良い影響を与えてくれます。

また、読書の重要性について、平成16年2月の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」の中で、次のように述べられています。

読書は、人類が獲得した文化である。読書により我々は、楽しく、知識が身に付き、ものを考えることができる。また、あらゆる分野が用意され、簡単に享受でき、しかもそれほど費用がかからないという特色を有する。読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなるものである。

読書の習慣を幼いころから身に付けることが大切であるが、ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたものである。(中略)読書は、国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものである。特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものである。

過去の全国学力学習状況調査の結果分析からも、読書を好きだと答えた児童生徒の平均正答率が高いという分析結果が示されています。「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(国立法人お茶の水女子大学)では、特に家庭における読書活動が子どもの学力に最も強い影響力を及ぼすことが明らかになりました。家庭における読書活動を通して、子どもは、文脈の中の言語の価値を理解したり、読む習慣を身につけたり、新しいことを学んだり新しい情報を収集する力を習得していると推測される、との報告がなされています。

さらに、国立青少年教育振興機構が行った「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」(2013年)では、次のような報告がなされています。

就学前から中学時代までに「本を読んだこと」や「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い高校生・中学生や、現在までに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した高校生・中学生は、1か月に読む本の冊数や1日の読書時間が多い。

就学前から中学時代までに読書活動が多い高校生・中学生ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」、「論理的思考」のすべて

において、現在の意識・能力が高い。特に就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、現在における「社会性」や「文化的作法・教養」との関係が強い。子どもの頃に「本を読んだこと」や「絵本を読んだこと」などの読書活動が多い成人や、現在までに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した成人は、1か月に読む本の冊数や1日の読書時間が多い。

子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い。子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高い。

つまり、子どもにとっての読書は、乳幼児期から成人にまで大きな影響を与える、重要な活動であるといえます。読書活動は子どもたちの人生を創り出す基盤となっていくといっても過言ではありません。

本市でも、読書活動の重要性を強く感じており、平成21年10月、「春日市子ども読書活動推進計画」を策定し、市をあげて子どもの読書活動を推進してきました。

その活動内容や成果と課題の詳細は後述しますが、この5年間を経た現在の読書活動の傾向を大きくまとめると次の3点が挙げられます。

- ・学校等で読む機会は増えたため、読書の冊数は増加している。しかし、よく読まれる本が偏ってしまう傾向がある。
- ・本への興味関心の大きさには子どもによって、あるいは家庭によって大きな開きがあり、二極化の傾向が顕著になってきた。
- ・家庭で本に触れる機会が少なくなっている。多様な情報を扱う新聞を購読する家庭も減少しており、情報が限定的になっている。新聞も含め、紙媒体に触れる機会そのものが減っている。

このような変化の大きな要因として、テレビやゲーム等の浸透、インターネットやスマートフォンなどによる情報ネットワークの発達の影響による生活環境の変化が挙げられます。平成26年度の全国学力学習状況調査（4月実施）の児童生徒質問紙においては、次のような結果（春日市）が明らかになりました。

平日、1時間以上を費やす割合 (単位 %)

	小学6年生		中学3年生	
	春日市	全国	春日市	全国
TV・DVDなどの視聴時間	86.3	85.8	82.5	83.8
テレビゲームなどのゲームをする時間	53.3	54.7	47.9	56.4
携帯電話やスマートフォンなどを扱う時間(ゲームを除く)	14.4	15.1	43.8	47.7

(平成26年度 全国学力学習状況調査)

小学生と中学生の違いはありますが、多くの児童生徒が平日の放課後に読書や学習以外に時間を費やしているようです。

子どもにとってメディアの影響は大きく、ネット依存による生活習慣の乱れ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）を介した誹謗中傷による人間関係の歪み、多様なネット犯罪へのかかわりなどさまざまな危険にさらされる可能性があります。

情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすいと指摘されています。インターネットを利用してすぐに正解を求める傾向が強まり、本を使って調べることができなくなっているとも言われています。読書には、情報処理能力を鍛えるという側面もあります。小さい頃から言葉に親しむことを通して、言葉の意味理解を促したり、文脈から様子を想像したりする経験を積み重ね、自分の考えを自分の言葉で表すことができるようになります。

自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められているのではないのでしょうか。また、電子書籍の活用など、時代の変化に即した新たな読書活動の在り方も検討していく必要があります。

3 計画の改訂にあたって

読書計画の推進に関する法律や計画をまとめました。

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」(法律第154号) <ul style="list-style-type: none">・子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進・国や地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関との連携強化等・推進のための基本計画の策定、必要な財源措置 「子ども読書の日」制定（毎年4月23日）
平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
平成16年2月「福岡県子ども読書推進計画」
平成17年7月「文字・活字文化振興法」(法律第91号)
平成20年3月「第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
平成21年10月「春日市子ども読書活動推進計画」
平成22年3月「福岡県子ども読書推進計画」(改訂版)
平成25年5月「第三次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

本計画は、上述した「子ども読書の推進に関する法律」に定める「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」の春日市における第二次計画です。

春日市においては「第5次春日市総合計画」(平成23年～平成32年)における「まちづくりの指針3 活力あふれる教育・文化・スポーツ」における「4 社会教育の推進」のひとつとして「読書のまちづくりの推進」「子ども読書の推進」を位置付けています

春日市の考える「読書のまちづくり」とは、読書を自分の心豊かな生活・人生を創造する一つの糧として活かしていくまちです。そこには、読書活動が日常生活の中に自然に浸透した市

民の姿として現れています。

読書という行為は、きわめて個人的な営みでありながら、これから成長する子どもたちにとって、(2「子どもの読書活動の意義と現状」で述べたように)自分自身をつくっていくために欠かすことのできない営みです。自分の目でものを見て、自分の頭で考え、自分の心で感じるができるようになるためには、抽象的な文字を媒介として、情報を、自分の体験と想像を加えながら取り入れる「読書」という経験を積まなければなりません。

この情報社会の中で必要な情報を入手し、その情報に基づいて自分自身の責任で適切な判断や選択を行いながら生きていくには、その基盤となる文字活字情報の処理能力とともに、未知の物事や見知らぬ人々、未来の社会に対する想像力と感性が問われます。「読書のまちづくり」の背景には、読書を通して培われる、このような資質や能力を持ち合わせた市民の姿を求めていくことも含まれています。

また、春日市に育つ子どもたちがこれから出会うであろうさまざまな困難に負けず、希望を失うことなく、自分に自信をもって前向きに人生を進んでいけるようにするためには、子どもといわれる時期に、ひとりひとりが十分に読書経験を積んでおくことが必要であります。春日市では、生涯にわたり本に親しめる市民となってもらうために、子どもたちが、本に親しみ、読書が好きになり、読書の能力を身につけられるような教育が必要だと考え、「子ども読書の推進」を掲げています。

本市は、全小中学校でコミュニティ・スクールを推進しています。学校・家庭・地域が共に手を取り合い、子どもたちを育てていく「共育」は、読書活動を推進していく上で大きな支えになっていきます。コミュニティ・スクールのよさを生かし、「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」という目標に向かって、学校、家庭、地域それぞれができることを検討し、実行していくことで、子どもの読書活動を推進していきたいと考えています。

現状の読書環境は、子どもにとって、施設や設備の面だけでなく、支援活動や情報提供の面からも、十分に整っているとはいえません。子どもたちが、図書館や学校をはじめとして、家庭や地域でもたくさんの本に囲まれて育つことができる「読書のまちづくり」を推進し、心豊かな生活や人生を送ることができるよう、春日市の施策である「子ども読書の推進」を具体化した「第二次春日市子ども読書活動推進計画」を策定して、取組の更なる充実を図っていきます。

4 本計画の目標

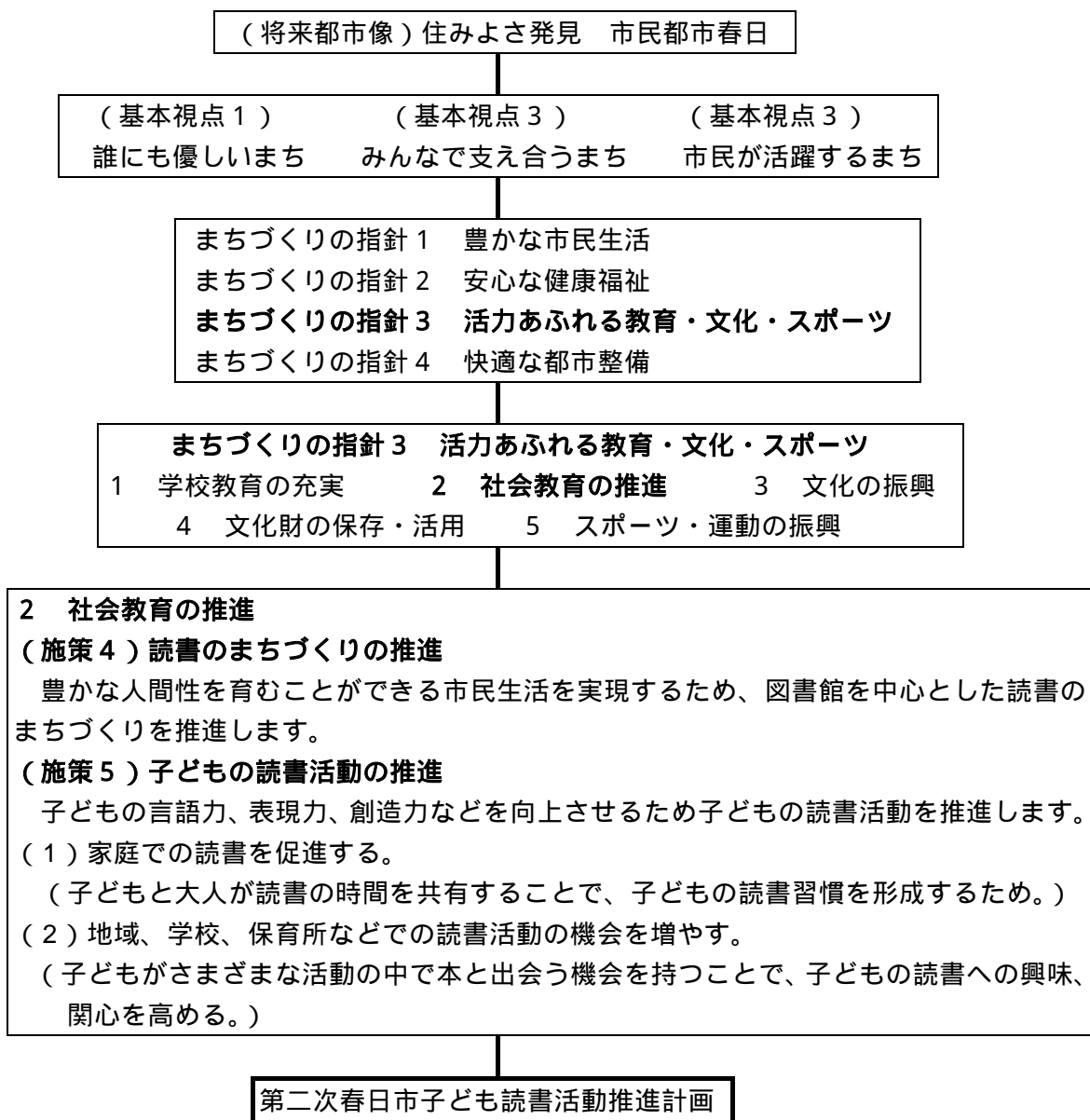
本計画において目標とするのは、「春日市の小学生80%、中学生60%が『本を読むのがとても好き』といえること」です。毎年実施している読書調査に「本を読むことが好きですか」という項目があります。平成26年度の調査結果は、小学生53.3%、中学生28.9%でした。

家庭における読み聞かせの浸透や読書量の向上、不読者率の減少などをめざして、様々な事業や施策を実行し、最終的に子どもたち自身が読書の大切さ、楽しさを実感できること、つまり自信をもって「読書大好き」と言える子どもたちを育てていきたいと考えます。

5 計画の概要

- (1) 対象 0歳から概ね18歳以下の子どもとします。
- (2) 期間 平成27年度より概ね5年間とします。
- (3) 組織 本計画の実現に向けて「春日市こども読書推進連絡会」を設置し、計画の積極的な推進や評価を行うとともに関係機関や団体との連携を深めて具体化を図ります。
- (4) 主な取り組み
家庭 保育所(園)・幼稚園 学校 図書館 地域(各施設)

(第5次 春日市総合計画より)



第2章 春日市子どもの読書活動の状況とこれまでの取組

1 子どもの発達段階ごとの特徴と読書

読書に対する興味や能力は心身の発達段階や発達課題と密接に関係しているといわれていますが、子どもの読書活動について考えるための基礎として、年齢ごとの発達段階と、それぞれの時期に応じた読書の特性について、以下のようにとらえることができます。

(1) 乳児期

子どもが自己を形成し、健やかに発達していくためには、大人とのコミュニケーションが不可欠です。保護者など特定の大人との継続的な関わりのなかで、愛されること、大切にされることによって絆が深まり、情緒が安定して人への信頼感が育まれます。乳児はこの基本的な信頼感を心のよりどころとして、徐々に身近な人に働きかけ、行動範囲を広げていきます。

子どもは母親の胎内にいるときから外の音を聞いているといわれていますが、特に母親の声に対しては、生まれてからも敏感に反応し、母親が話しかけることばに身ぶりで応答します。周囲の大人からの愛情のこもった語りかけが、子どものことばを育て、それが絵本に対する興味につながります。また、子どもをあやすためにわらべうたや童謡をうたうことも有効です。わらべうたがことばの感覚を育てるだけでなく、歌いながら親子いっしょに遊ぶことが、家庭で絵本を読むときの基礎になります。

ことばを獲得する以前の子どもは、絵本を読んでいる大人の声や表情に対して反応します。大好きな大人が話しかけてくれる言葉をからだ全体で受けとめて、絵をじっと見つめて絵本を楽しんでいます。そして自らも声を発してコミュニケーションを図ろうとします。

1歳を過ぎると、もののイメージとことばが結びつき始めます。ことばの意味がわかりはじめた子どもたちは、絵本が好きになり、読み聞かせをとて楽しむようになります。絵本の読み聞かせなどを通じた豊かなコミュニケーションの体験が、子どもの心とことばを育て、人間への信頼感を築きます。

(2) 幼児期

幼児期になるにつれて、身近な人や周囲のもの、自然などの環境と関わりを深め、興味・関心の対象を広げて認識力や社会性を発達させるとともに、食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣を獲得していきます。また、子ども同士で遊ぶことなどを通じて、豊かな想像力を育むとともに、自らと違う他者の存在や視点に気づき、相手の気持ちになって考えたり、時には葛藤を覚えたりする中で、自分の感情や意志を表現し、自己の発揮と他者の受容を経験します。こうした体験を通じて道徳性や社会性の基礎が培われます。

一方、この時期の子育てを取り巻く状況については、さまざまな課題も指摘されています。たとえば少子化や都市化の影響から、家庭や地域において子どもが人や自然と直接にふれ合う経験が少ないことや、この時期の子どもにふさわしい生活のリズムが獲得されにくいことなどがあげられます。2歳から3歳頃は、基本的な生活習慣や決まりごとなどを身につけていく時期であるとともに、この世の中のすべての事象がことばによって表されていることを理解する時期でもあります。実際にはない虚構の世界についても、ことばを通して理解できるようになり、自分の思いをことばにして伝える力が育つのもこの頃です。

文字の存在を意識して、絵本に対しても興味をもっていますが、自分自身での読書には至ら

ないので、読書能力としては 前読書期 という段階にあたります。「子守り話」といわれる、その場で即座に話されるような短い話や、とんち話、ほら話などに興味をもちます。この時期は、絵本をたくさん読んでもらうことで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らせたりする楽しみを十分に味わうことが大切です。このことによって、想像力が豊かになり、ことばに対する感覚が養われます。読み聞かせをせがむ一方で、今まで読んでもらっていた本を自分で読もうとするようになります。ことばからイメージを描くことができるようになるので、物語の主人公と一体になって冒険するような幼年童話や昔話も十分に楽しむことができます。文字が読めるようになって文字からその内容をくみ取る力はまだ弱いので、周囲のおとなが読み聞かせによって、できるだけ多くの絵本を子どもたちに届けることが必要です。

(3) 小学校低学年

現在、家庭における子育て不安の問題や子ども同士の交流の減少などから、子どもが社会性を十分身につけることができないまま小学校に入学することで、精神的にも不安定で周りの児童との人間関係をうまく構築できず、集団生活にもなじめない、いわゆる「小1プロブレム」という形で問題が顕在化することが多くなっています。

しかし、小学生の年齢に達すると、子どもは、幼児期の特徴を残しながらも、大人の言うことを守り、善悪についての理解と判断ができるようになります。また、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心も高まります。読書については、幼児期に親しんだ素朴な物語から、本格的な民話や昔話など、より高度な想像力を必要とする物語を好むようになります。自分でも少しずつ本を読めるようになるので、読書する習慣が身につけはじめますが、それまでにひきつづき、読み聞かせてもらったり、大人といっしょに読んだりして、本を読むことを楽しむことが大切です。

(4) 小学校高学年

9歳以上の小学校高学年の時期には、ものごとをある程度対象化して認識することができるようになります。対象との間に距離をおいた分析ができるようになり、より高度で専門的な知的活動が可能になります。自分自身のことについても客観的にとらえられるようになり、身体も大きく成長して、自己肯定感をもち始める時期ですが、発達個人差も大きいことから自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊感情が低下して劣等感をもちやすい時期でもあります。また、集団の規則を理解して集団活動に主体的に関与したり、遊びなどで自分たちでルールを作ってそれを守るようになりますが、ギャングエイジともいわれるように、閉鎖的な仲間集団が発生して、付和雷同的な行動が見られる場合もあります。

現在では、インターネット等を通じた擬似的・間接的な体験が増加する反面、人やもの、自然に直接ふれる体験の機会が減少する傾向がありますが、読書については、創作童話や空想物語などの童話を好むようになり、読書力も充実して、多読の傾向が現れる時期です。さまざまなジャンルに興味を広げて幅広く読書するようになり、徐々に昔話の世界から抜け出して、現実性の強い物語や、推理もの、スポーツもの、科学ものなどの物語に興味をもち始めます。また、自分と周囲の社会との関係がみえてくるので、家庭や学校などを舞台にした、現実的な物語がおもしろくなってきます。読書を通じて自分の考えを広げたり深めたりすることが求められる時期といえます。

(5) 中学生・高校生など

親や友だちと異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめる思春期は、自意識と客観的事実との違いに悩み、さまざまな葛藤の中で、自らの生き方を模索する時期です。また、大人との関係よりも友人関係に自らの強い意味を見いだします。さらに、親に対する反抗期をむかえるところから、親子のコミュニケーションは不足しがちです。思春期特有の課題も現れ、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られます。性意識が高まり、異性への興味関心が高まる頃であり、問題行動などが表出しやすいのがこの時期の特徴です。また、不登校の子どもの割合が大幅に増加する傾向や、引きこもりの増加といった傾向も見られます。

読書については、多読期を過ぎて成熟期をむかえます。共感を求めて、それに適した本を選択します。多読の傾向は減少して、共感したり感動したりする本に出会うと何度も読むようになります。物語に加えて、歴史小説、伝記、ノンフィクション、恋愛小説などにも親しみます。この時期の充実した読書体験が、読書習慣の確立を促し、考える力を養って、人生を豊かなものにします。

高校生の終わり頃には、主観的な感情ではなく客観的な知性に基づいて行動するようになります。理想を追求する傾向が著しくなり、現実と理想との矛盾をいかに解決するかが課題となります。

しかし、現在では、この時期が大人社会の直前の準備期間であるにもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求める刹那主義的な傾向のある若者が増加しています。さらには、特定の仲間集団の中では濃密な人間関係を持つ反面、集団の外の人に対しては無関心であり、社会や公共に対する意識・関心が低下しているという指摘もあります。

読書能力は、目的に応じて適切なものを選び適切な技術によって読むことができる成熟した水準に達しています。充実した読書生活を続ける子どもたちが増えることで、このような状況が改善されることが期待できます。

<参考文献>

文部科学省「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1283165.htm)

阪本一郎編著『現代の読書心理学』金子書房 1971年

読書教育研究会編著『読書教育通論 - 児童生徒の読書活動』学芸図書 1995年

朝比奈大作編著『読書と豊かな人間性』樹村房 2000年

徳永満理『絵本で育つ子どものことば』アリス館 2002年

内海義彦「読み聞かせを科学する」(第4回春日市小学校読書ボランティア交流会報告書講演記録 2008年)

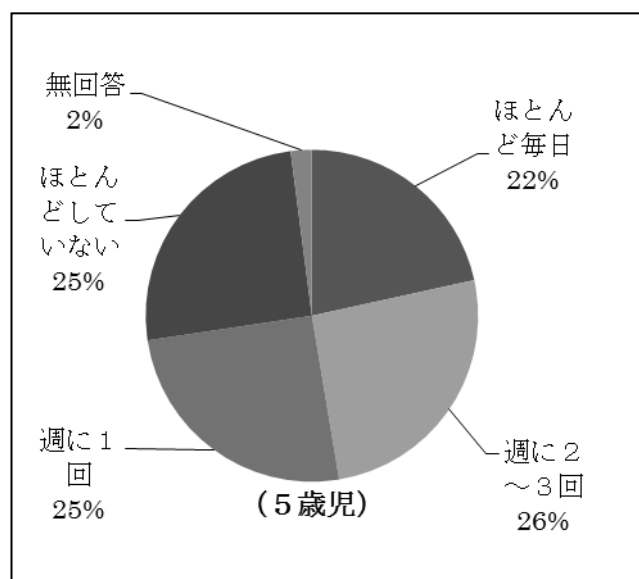
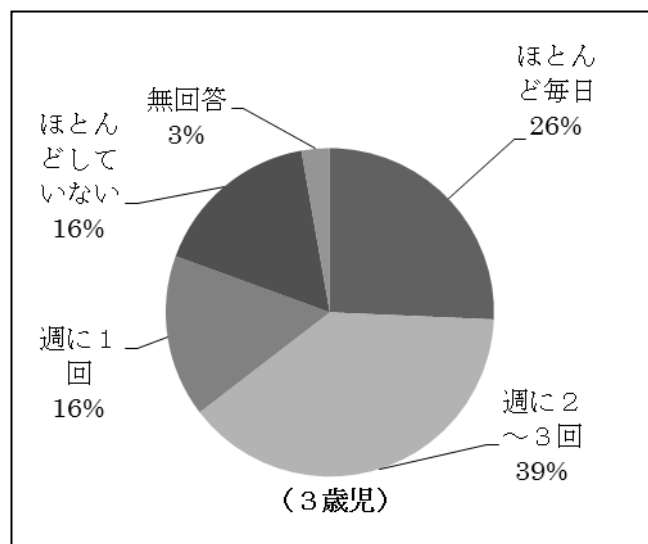
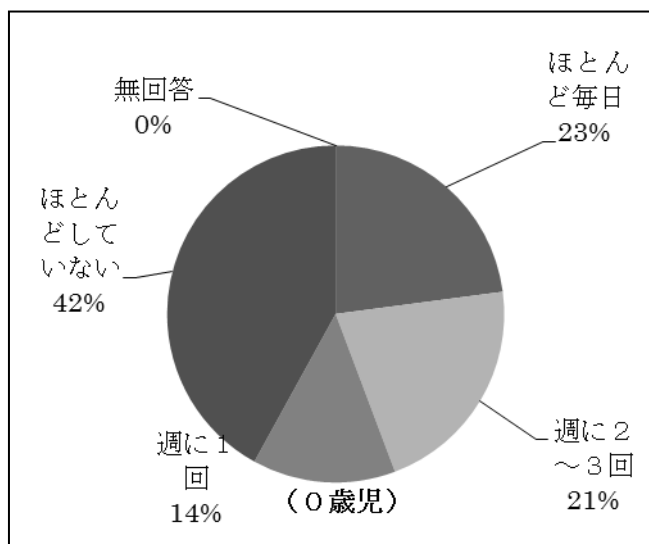
2 読書調査にみる春日市の子どもの読書活動の現状（乳幼児）

春日市教育委員会では、家庭や小中学校における読書活動及び子どもの読書に関する意識を把握するために0歳児、3歳児、5歳児の保護者、小中学生を対象に読書調査を行っています。

0歳児と3歳児は乳幼児健診を受診した際に、5歳児は各小学校で実施された就学時健診に参加した際に、それぞれ保護者への質問紙法によって実施しました。いずれもサンプリング調査です。ここでは、乳幼児について、主な項目の結果と考察を示します。

【質問1】読み聞かせの頻度（％）

	0歳児	3歳児	5歳児
ほとんど毎日	23	26	22
週に2～3回	21	39	26
週に1回	14	16	25
ほとんどしていない	42	3	25



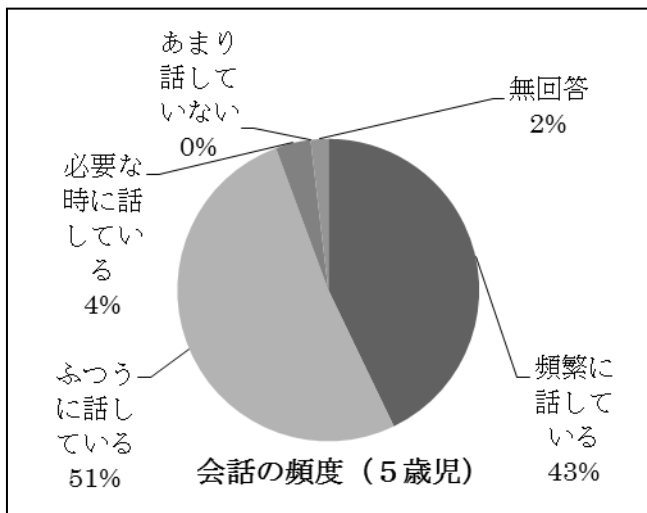
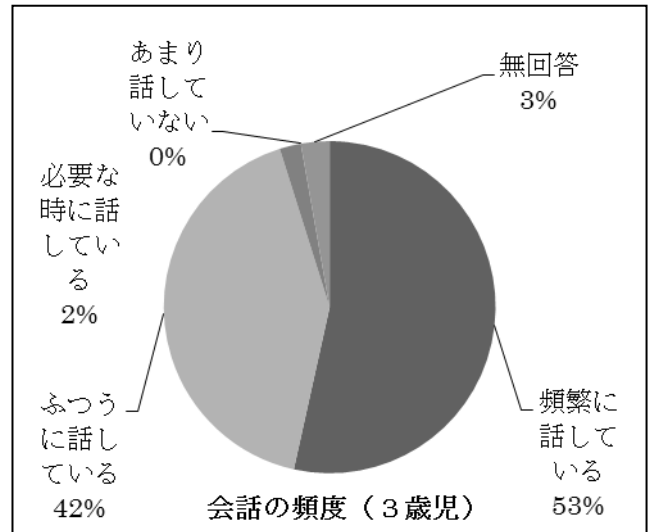
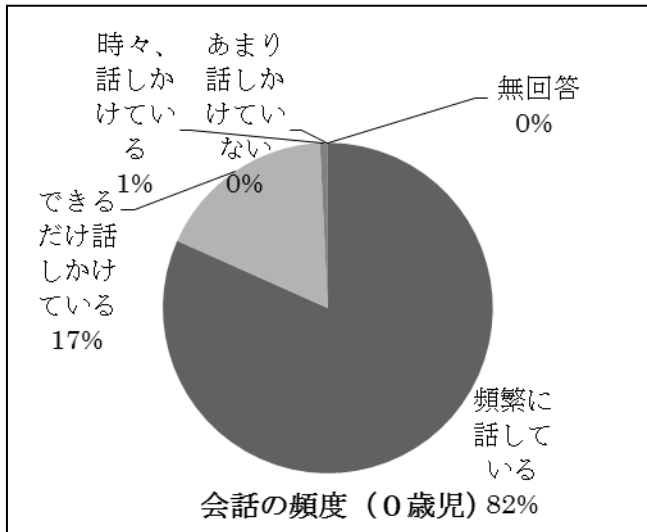
どの年齢層でも、20%以上の家庭で毎日読み聞かせをしています。

3歳児前後で読み聞かせの頻度が高まるものの、5歳児では25%の家庭で読み聞かせをしなくなります。この割合は5年前とほとんど変わりません。自分でよむことや、テレビ・ゲーム等への依存が高くなっていることが推察されます。

継続的に週2～3回以上の読み聞かせを行う家庭の割合を高めるために、親子のコミュニケーションを深める大事なふれあいの機会であることなど、読み聞かせのよさを啓発する取組を充実させることが必要です。

【質問2】会話の頻度（％）

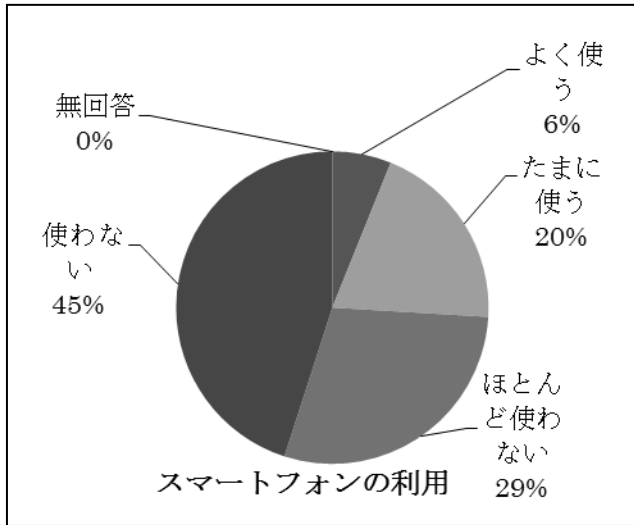
	（3・5歳児）	0歳児	3歳児	5歳児
頻繁に話している		82	53	43
できるだけ話しかけている（ふつうに）		17	39	51
時々、話しかけている（必要な時に）		1	16	4
あまり話しかけていない		0	3	0



どの年齢層でも、日常的に会話をしていると思われます。

年齢があがるにつれて、会話の頻度が少なくなっていく傾向は、今後も続くと考えられます。日頃から、子どもの様子をよく見て、頑張っていることをほめたり、励ましたりするなど、会話のきっかけづくりを心がけることが大切だと考えます。

【質問3】(0歳児)子育てにおけるスマートフォンの利用(%)



今回、新たに調査した内容である。スマートフォンの普及に伴い、子育てを機器に委ねてしまう傾向についての実態調査です。

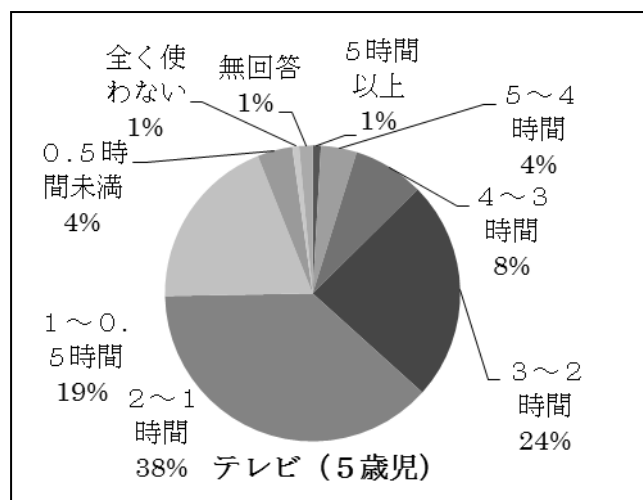
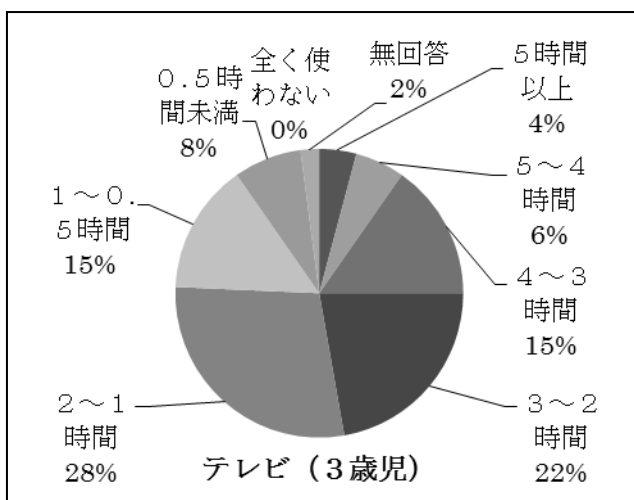
現段階では、極端に多いとはいえませんが、今後、増加していかないよう、啓発を進めるとともに、実態把握を重ねておく必要があると思われます。

【質問4】(3歳児・5歳児)テレビ(DVD等含む)使用時間(%)

	3歳児	5歳児
5時間以上	4	1
4～5時間	6	4
3～4時間	15	8
2～3時間	22	24
1～2時間	28	38
0.5(30分)～1時間	15	19
0.5時間(30分)未満	8	4
全く視聴しない	0	1

どちらの年齢層も1～2時間が最も多いのが特徴です。3時間以上視聴している割合は、3歳児(25%)から5歳児(13%)と半減していますが、在園時間以外にテレビ等を長い時間視聴している状況があるのではないかと考えられます。質問5(ゲーム機)の利用とも関係があると推察されます。

テレビ(DVD等)の長時間視聴が、コミュニケーション不足の一因となり、言葉の遅れ等が生じる可能性もあります。

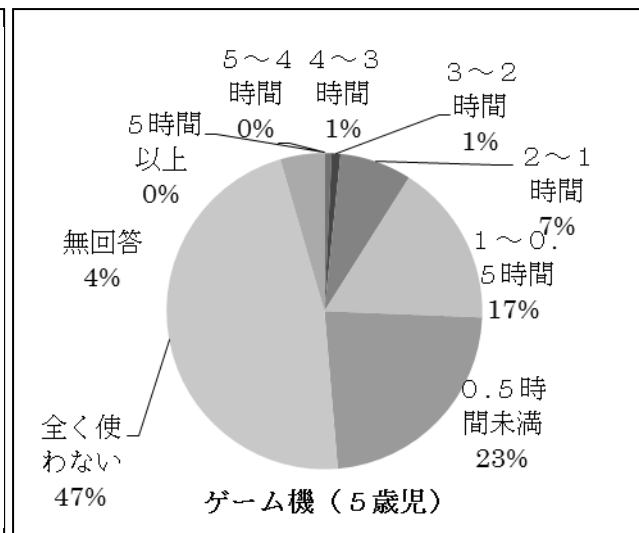
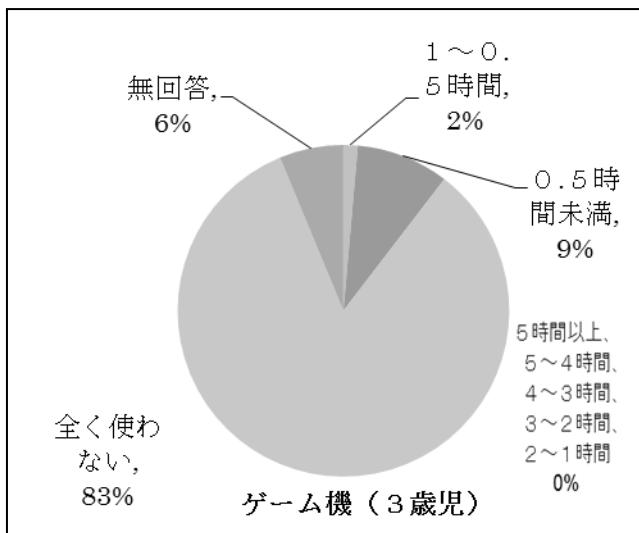


【質問5】(3歳児・5歳児)ゲーム機(スマートフォン等除く)使用時間(%)

	3歳児	5歳児
5時間以上	0	0
4～5時間	0	0
3～4時間	0	1
2～3時間	0	1
1～2時間	0	7
0.5(30分)～1時間	2	17
0.5時間(30分)未満	9	23
全く使用しない	83	47

3歳児では9割程度の家庭でゲーム機を使わせていませんが、5歳児になると半数程度の家庭で使用させています。

使用時間はある程度制限している家庭が多く、ルールづくりとその厳守が規則正しい生活や読書(読み聞かせ)時間の確保につながると考えます。

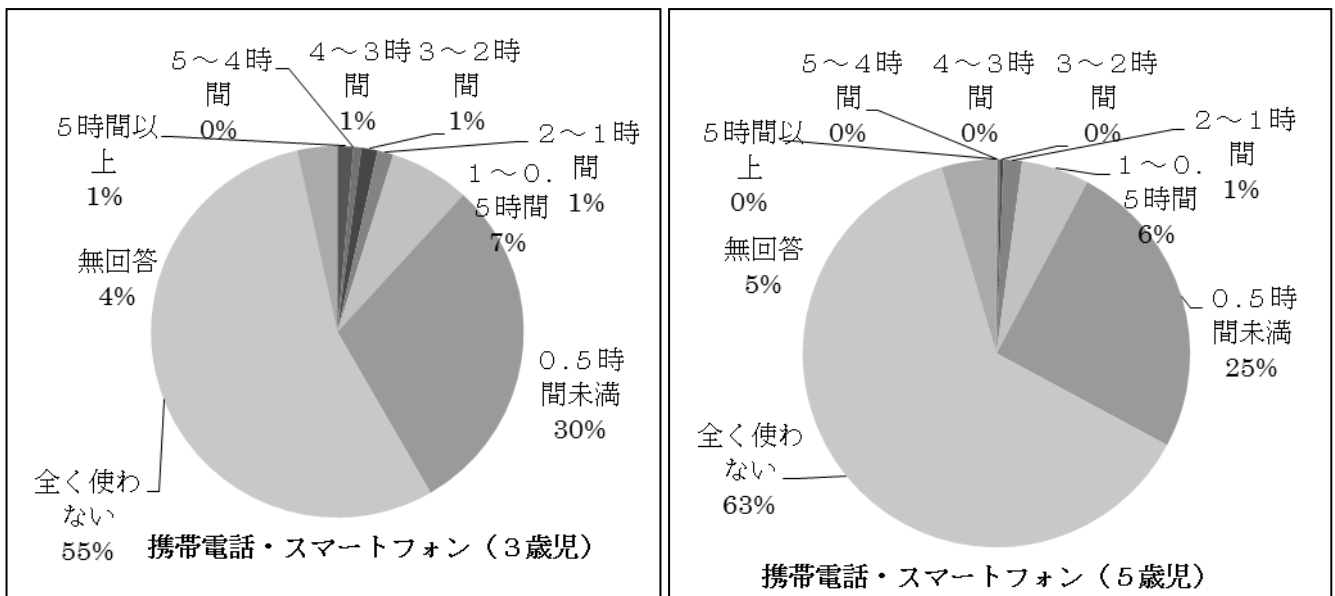


【質問6】(3歳児・5歳児)スマートフォンや携帯電話の使用時間(%)

	3歳児	5歳児
5時間以上	1	0
4～5時間	0	0
3～4時間	1	0
2～3時間	1	0
1～2時間	1	1
0.5(30分)～1時間	7	6
0.5時間(30分)未満	30	25
全く使用しない	55	63

3歳児も5歳児も多くは利用していませんが、3割程度の子どもが触れる機会を有していると考えられます。

利用する場合は、保護者の適切な管理のもと、使い方や内容を考慮して関わらせておくことが、正しい扱い方を身につけるための大事な第一歩になります。



テレビ(DVD等含む)やゲーム機、スマートフォンや携帯電話等の使用時間は、今後も増加する可能性があります。機器の過度な使用がコミュニケーション不足や言葉の遅れ等につながりかねないとも言われています。

多忙な日常生活の中で、家事等に従事する時間を確保する上でも機器の活用が必要な場合もあると思います。しかし、安易に機器に委ねるのではなく、各家庭で目的や内容をしっかり考えた上で、時間や使い方等のルールを決め、適切に関わらせることがとても大切です。

その一方で、貴重なコミュニケーションの機会である読み聞かせの時間を確保するなど、各家庭で時間の使い方をじっくりと見つめ直すことも、子どもたちの健全な成長を支えることにつながると考えます。

3 読書調査にみる春日市の子どもの読書活動の現状（小学生・中学生）

春日市教育委員会では、家庭や小中学校における読書活動及び子どもの読書に関する意識を把握するために0歳児、3歳児、5歳児、小中学生を対象に読書調査を行っています。

小中学生は、6～7月に各校で読書調査を実施しました。ここでは、小中学生に関する、主な項目の調査結果と考察を示します。

【質問1】平成26年度 一ヶ月間の読書冊数

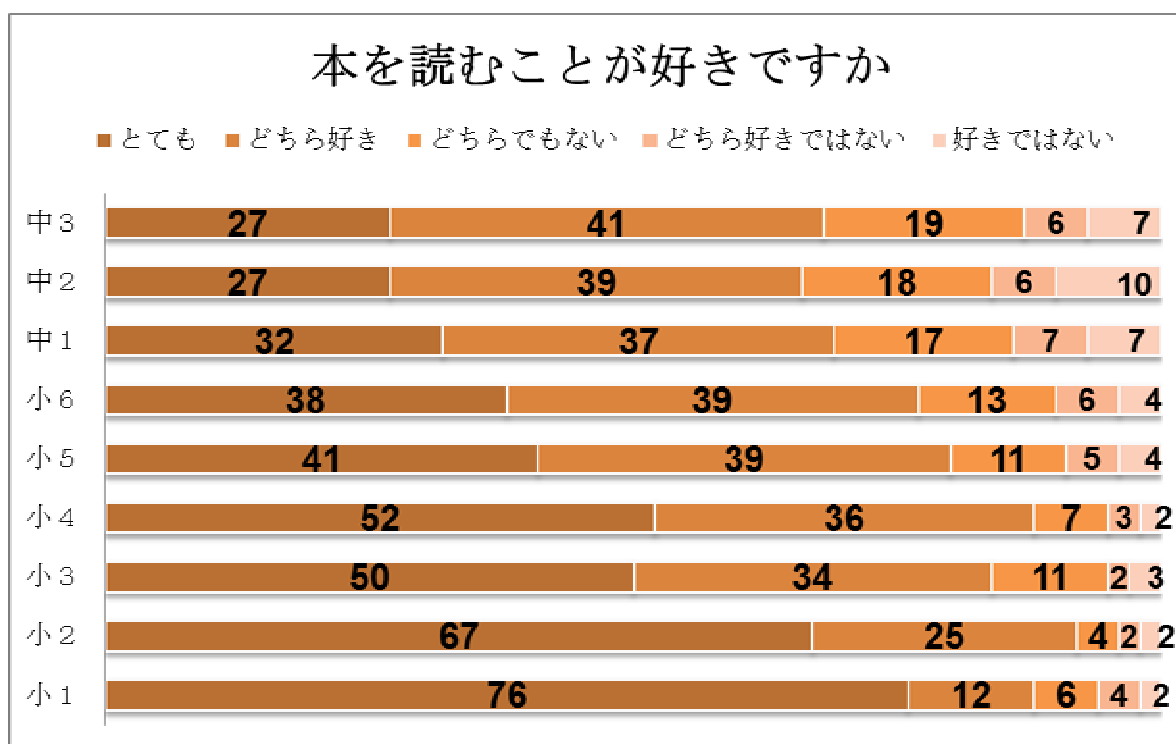
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	全体
人数(人)	1207	1135	1209	1165	1224	1277	7217
合計冊数(冊)	37833	44080	34758	26800	21412	17527	182410
平均冊数(冊)	31.3	38.8	28.7	23	17.5	13.7	25.3

	中1	中2	中3	全体
人数(人)	1247	1226	1217	3690
合計冊数(冊)	7655	5338	4293	17286
平均冊数(冊)	6.1	4.4	3.5	4.7

平成20年度の調査では、小学校が平均8.6冊、中学校が平均3.9冊でした。

この5年間の取組を通して、小中学生の読書量は増加傾向にあるということが出来ます。今後は、量とともに多様なジャンルの本に親しむなど、読書の質の向上を図る事業を創意工夫していく必要があると考えます。

【質問2】読書への関心（以下 数値は全て%）



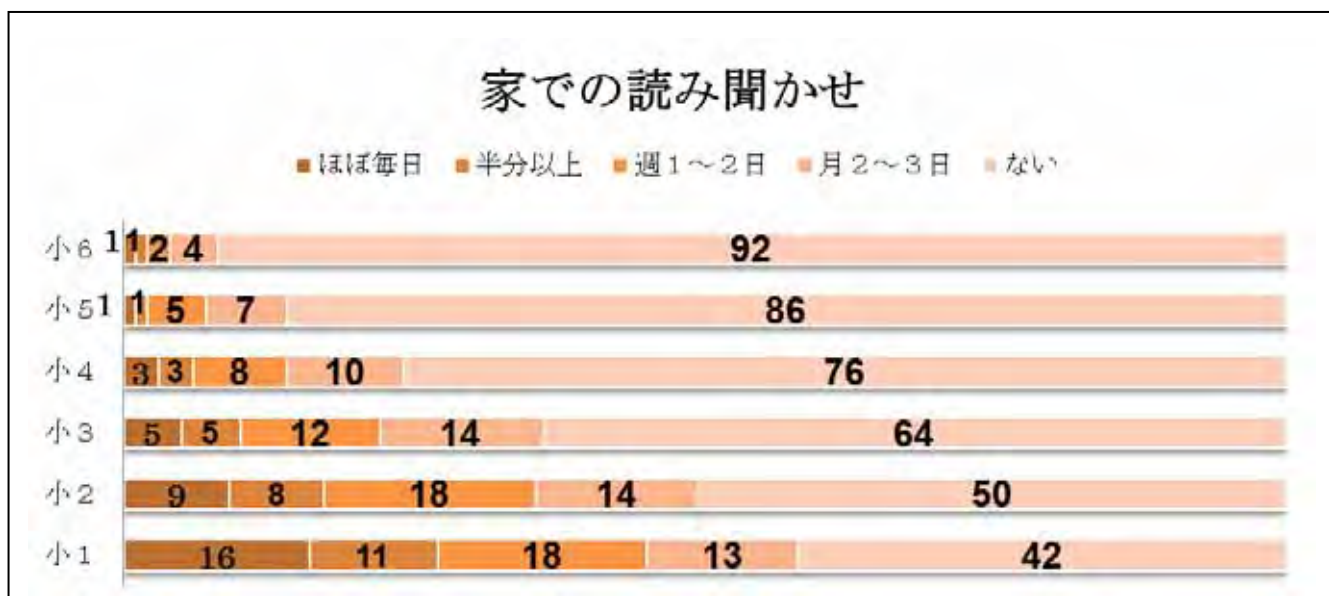
本計画の目標である「春日市の小学生80%、中学生60%が『本を読むのがとても好き』といえること」について、平成26年度は小学生53.3%、中学生28.9%です。

学年があがるにつれて、「とても好き」と答える割合は減っていますが、「どちらかといえば好き」と答える児童生徒も含めると、小学校中学年までで約9割、高学年が約8割、中学生でも約7割の児童生徒が好意的にとらえているといえます。

今後「とても好き」と感じられる児童生徒を増やすために、本の楽しさを実感できる取組を創意工夫するとともに、「好きではない」児童生徒への個別支援も充実させていく必要があります。

【質問3】家で読み聞かせを行っている割合

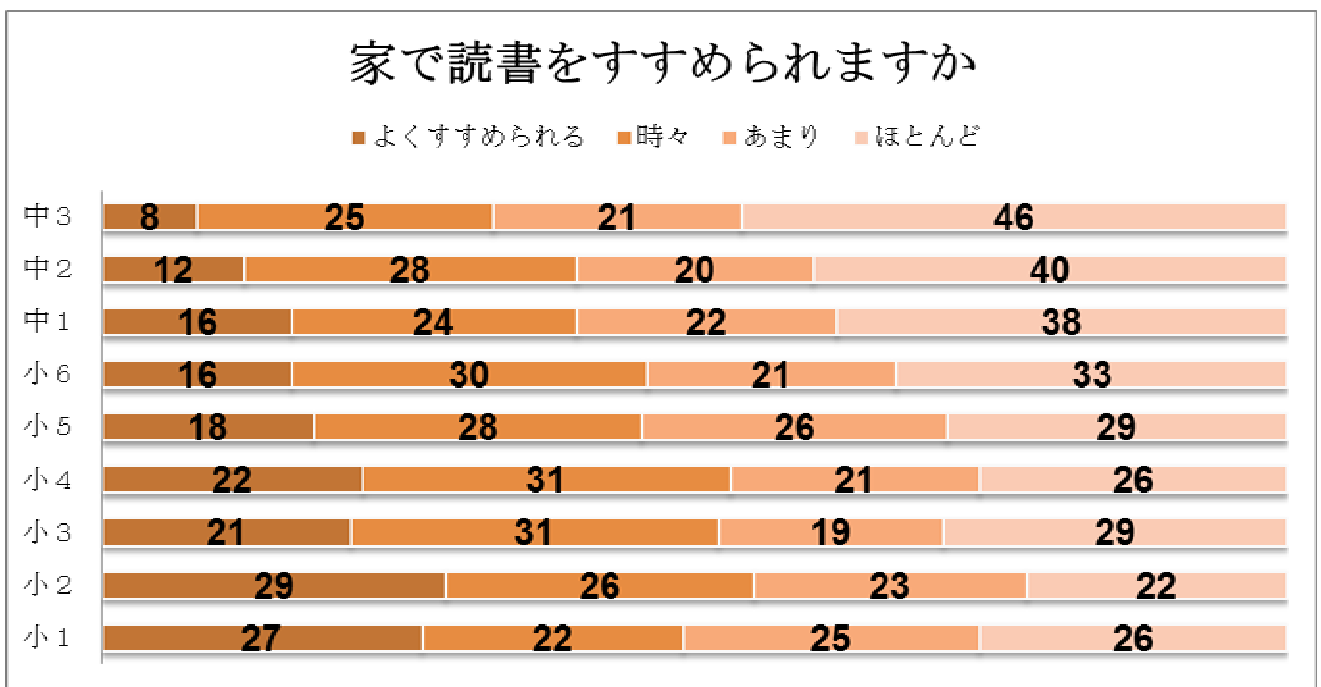
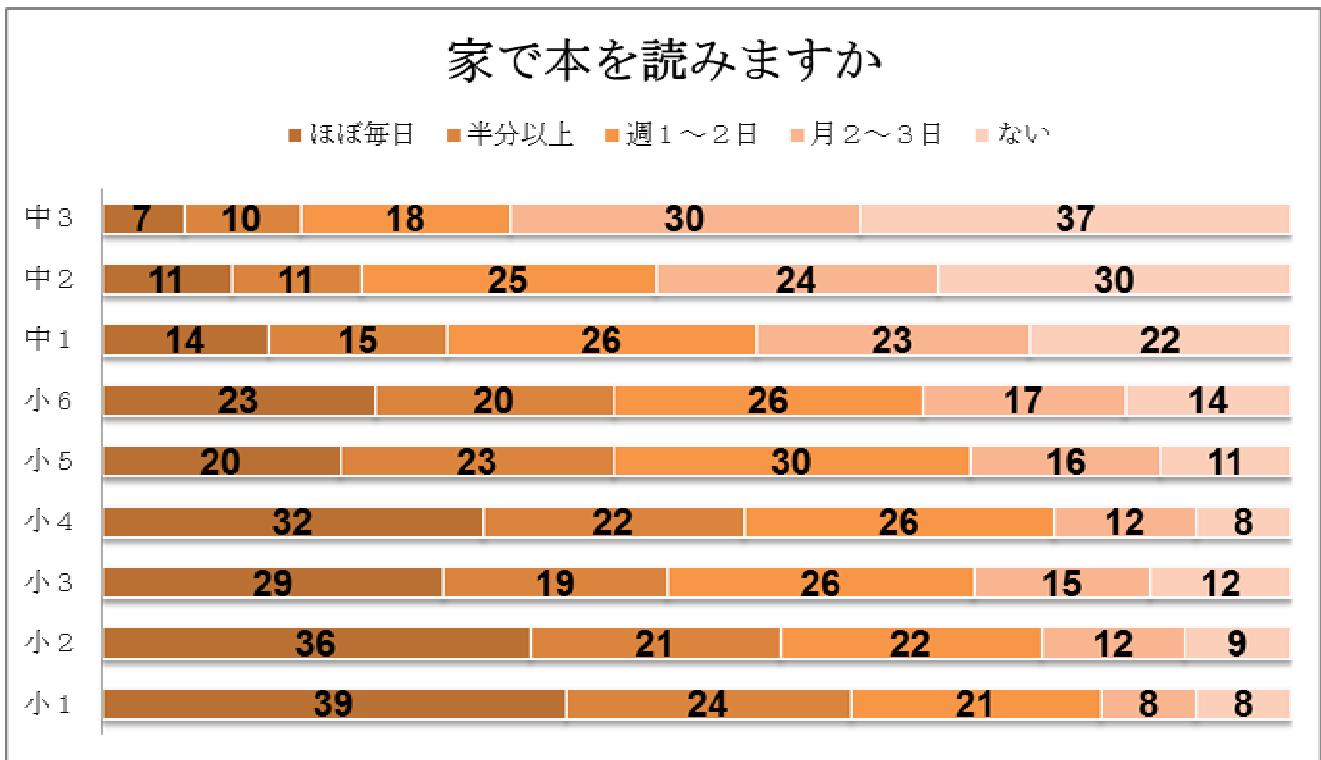
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
ほぼ毎日	15	9	5	3	2	1
半分以上	11	8	5	3	2	1
週1～2回	19	18	12	8	5	2
月2～3回	13	14	13	10	7	3
なし	42	51	65	76	84	92



小学校入学以降、読み聞かせの頻度が大幅に減っていることがわかります。特に小学校低学年までは読み聞かせの機会をもってもらえるよう、家庭への啓発を進める必要があると考えます。

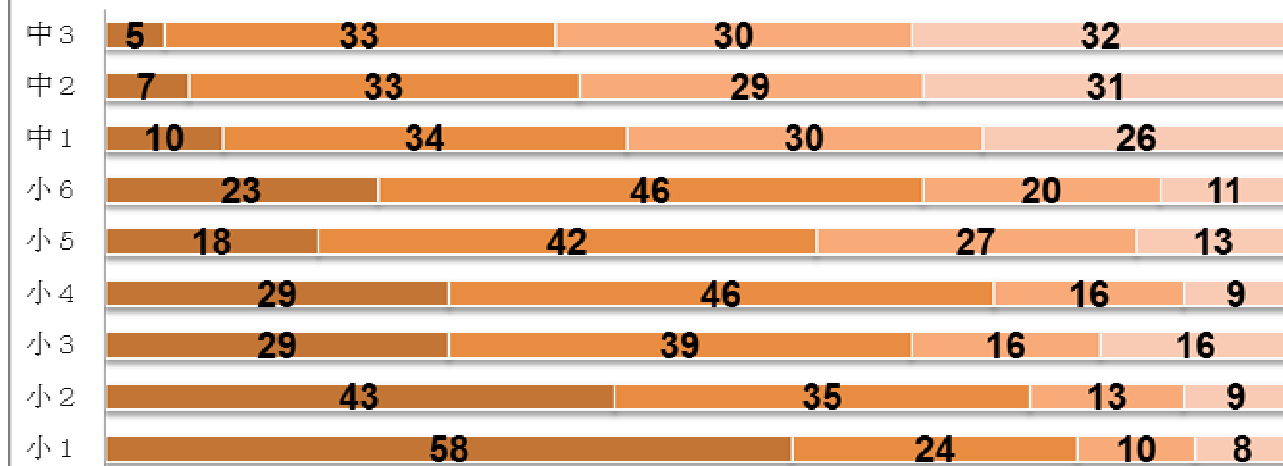
また、読み聞かせではなくても、一緒に本を読む時間をつくるなど、家族で読書に親しむ機会をつくることも薦めていくことが大切だと考えます。

【質問4】その他の調査結果



学校で読書をすすめられますか

■よくすすめられる ■時々 ■あまり ■ほとんど



低学年から中学年、中学年から高学年、小学生から中学生になる時期に大きな変化が見られる項目が多いようです。成長に応じて関わり方は変わっていきませんが、読書の機会確保や関心をもたせる工夫については継続的に取組を進めていくことが大切だと考えます。

4 これまでの取組（平成 21～26 年度）

「春日市子ども読書活動推進計画」（平成 21 年 10 月策定）作成のために発足した「春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会」を、計画策定後も「春日市子ども読書活動推進連絡会」として存続し、同計画の進捗管理と読書推進事業の実施促進を行いました。

現在子ども読書活動推進連絡会が管理している読書推進事業には以下のものがあります。

（1）家庭

市民図書館ファーストブック事業（社会教育課）

4ヶ月児健康診断の際、乳児の保護者に絵本とわらべうたを紹介する「ファーストブック事業」に、平成 25 年度から絵本を 1 人 1 冊プレゼントする「ブックスタート」の手法を取り入れて充実を図りました。ブックスタートとして必要な「ブックスタートワーキンググループ」を子ども読書活動推進連絡会が兼任し、事業の進行管理を行っています。

ファーストブック事業参加者数

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
参加者数（組）	982	1005	1011	1018	989
絵本配布数（冊）	*	*	*	665	989

「うち読」推進事業（春日野小学校、春日西小学校、春日東小学校）

家族での読書を進めるために図書館の本を児童・生徒の家族から家族へリレーしていく取組を複数の小学校で実施しました。春日野小学校と春日西小学校では、絵本を専用のバッグに数冊入れてリレーする「ファミリー読書リレー」を行いました。春日東小学校では、1冊の絵本を数人でリレーする「うち読絵本リレー」を行いました。「ふだん読まない本が読めてよかった」、「子どもに本をよみなさいというだけでなく、親がいっしょに読むことで読書の楽しさが伝えられる」などと親子のコミュニケーションが高まる成果もあらわれており、参加者も年々増えています。

「うち読」推進事業参加者数

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
参加者数（人）	55	79	161	1139	1255

（2）保育所(園)・幼稚園

子どもの本講座（社会教育課）

保育所・幼稚園の保育士・幼稚園教諭及び子育て関連諸施設職員を対象とした研修会を、春日市子ども読書活動推進連絡会委員を講師として実施しました。

子どもの本講座開催回数・参加者数（保育所、幼稚園、子育て支援センター）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
開催回数（回）	1	2	1	1	2
参加者数（人）	38	78	40	41	82

(3) 学校

資料情報の活用を位置づけた指導計画（各小中学校）

学校図書館を活用した授業の実施について年間の指導計画の中に項目として追記し、司書教諭を中心に、学年ごとの検討組織等で実践が行われるよう促しました。

ビブリオバトル（春日北中学校）

おすすめの本をひとり5分間で紹介する書評ゲーム「ビブリオバトル」を読書推進事業として開催しました。春日北中学校では1・2年生国語科の授業に取り入れられ、授業を受けた生徒が、市民図書館での一般を対象とした会にも、中学生代表として参加しました。

ビブリオバトル参加者数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
参加者数（人）	*	*	*	260	256

小学生読書リーダー養成講座（全小学校、学校教育課、社会教育課）

各自の学校で読書推進のリーダーとして活躍する小学生を養成する「小学生読書リーダー養成講座」を平成25年度は福岡県教育委員会主催事業として、平成26年度は春日市教育委員会主催事業として実施しました。講師の担当や講座の運営について春日市子ども読書活動推進連絡会が協力しています。

小学生読書リーダー養成講座参加者数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
参加者数（人）	*	*	*	43	52

小学校読書ボランティア交流会（全小学校、学校教育課、社会教育課）

各小学校で活動している読書ボランティアが一堂に集まり、ともに学び、経験を共有することができる場として、平成17年から実施してきた「春日市小学校読書ボランティア交流会」。春日市子ども文庫・読書サークル連絡会と、市学校教育課、市民図書館が協力して計画し、ボランティア会員の交流と子どもの本や読み聞かせについての研修を目的とした会として、26年には10回目をむかえました。

小学校読書ボランティア交流会参加者数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
参加者数（人）	160	230	130	130	153

(4) 地域

子どもの本講座（社会教育課）

各地区公民館で行われている「子育てサロン」など、就学前の乳幼児と保護者が集まる機会を利用し、乳幼児と本とのかかわりかたや子どもの読書の意義や効果について伝える研修会を、春日市子ども読書活動推進連絡会委員を講師として実施しました。

子どもの本講座開催回数・参加者数（地区公民館）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開催回数（回）	2	2	3	5	3
参加者数（人）	78	72	115	140	164

マタニティクラスでの絵本の紹介（健康課）

妊娠や育児について学ぶ「マタニティクラス」で、読書ボランティアによる絵本の紹介を行っています。

マタニティクラス参加者数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
開催回数（回）	6	6	6	6	6
参加者数（人）	23	64	49	57	56

（５）図書館

春日市小中学校図書館整備活性化事業（学校教育課、社会教育課）

これまで個別に運用してきた市内小中学校図書館の管理システムを平成26年度に改修し、市民図書館を中心に市内小中学校18校の学校図書館を結ぶ情報ネットワークを構築して、市全体でひとつの大きな図書館として運用を始めました。また、これにあわせて学校司書業務の一部を見直して、学校図書館の活性化を図っています。

第3章 推進のための取組

この計画は、対象となる子どもの年齢を「おおむね18歳以下」と定めていますが、具体的な施策や取組みについては、乳幼児から15歳までを重点的な対象としています。それは、この年齢の子どもに対する取組を特に十分に行うことによって、それから後の年齢についてもよい影響を及ぼすことができると考えるからです。

子どもを対象として読書活動を推進する目的は、本来、年齢にかかわらず全ての市民の、家庭や地域社会、職場における読書活動を、豊かで確かなものにするところにあります。まず、義務教育終了までの子どもたちの生活環境を整え、読書活動を活発にすることが、「読書に親しむ市民」への支援の基礎となります。

1 家庭

(1) 家庭における読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第6条には保護者の役割が規定されていますが、子どもの読書生活には、父母その他の保護者が家庭のなかで読書とどう関わるのかが最も大きな影響を与えます。読書を通じて保護者と子どもが共通の時間をもち、それによって心が通い合う経験は、子どもの成長に欠かせない栄養となるだけでなく、子どもが読書を楽しめるようになる基礎をつくります。そのために、家庭内で次のような取組が望まれます。

まず保護者自身が読書に親しみましょう

家の中に本にふれる環境をつくり、保護者が率先して読書をすることで、子どもの読書への関心が高まります。

本のある空間で、子どもといっしょに過ごしましょう

子どもと一緒に地域の図書館や書店を利用しましょう。本のある空間になじむことで、子どもの本への親しみが増します。

子どもといっしょに本を読みましょう

子どもが保育所(園)や幼稚園、学校図書館や地域の図書館などから借りてきた本を、保護者も一緒に読みましょう。親子で感動を共有する機会を持つことが、子どもが読書のよろこびや楽しさを味わう基礎となります。

子どもに読み聞かせをしましょう

本の読み聞かせをしたり、わらべうたや童謡を歌ったりすることで、子どもたちに読書への興味を持たせることができます。このときに、市民図書館や学校などで配布している子どもの本の推薦リストなどを利用すると、本選びに役立ちます

おはなし会や読書ボランティア活動に参加しましょう

図書館や児童センター、育児サークルや読書ボランティア団体などで行っているおはなし会は積極的に利用しましょう。子どもたちにとっては、家庭での読み聞かせとは

違う体験となり、本への興味も広がります。また、保護者は、おはなし会を実施している読み聞かせ等のボランティア活動にも参加してみましょう。

(2) 家庭への働きかけ

家庭における子どもの読書活動を推進するためには、大人が乳幼児期からの読書の重要性や読み聞かせの必要性などについて学ぶ機会をもつことが必要です。そのために、子育て支援センターやいきいきプラザなどで行われる子育て支援事業などを通じて、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの必要性についての啓発を行い、あわせて、市民が気軽に参加できるような、読書についての講座や研修会を開催します。地区公民館の「子育てサロン」など乳幼児と保護者が集まる機会を利用して、「子どもの本講座」を行っています。また、市民図書館や読書ボランティア団体の主催で、毎年数回、だれでも参加できる子どもの読書に関する講演会や研修会を開催します。

春日市内では、市民図書館をはじめ公民館、児童センター・保育所(園)・幼稚園などで、子どもたちを対象にした絵本の読み聞かせやおはなし会などが実施されていますが、これらの取組は、子どもに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化をめざすものであると同時に、保護者である大人に対して、絵本をとおして子どもとふれあい、心と心を通わせることの大切さを伝える機会にもなっています。市民図書館だけでなく保育所(園)や幼稚園での本の貸出しをすすめて、家庭でも親子がいっしょに本を楽しめるようにします。

また、市民図書館をはじめとした関係機関は、乳幼児や小学生の子どもがいる家庭に対して読み聞かせの時間を持つよう働きかけをしていきます。特に乳児のいる家庭に対しては、わらべうたや童謡、子守唄によって子どもに語りかけることや、保護者が赤ちゃんと一緒に絵本を開くひとときを持つよう啓発に努めるとともに、市民図書館で実施しているファーストブック事業を、すべての子どもに絵本を手渡す「ブックスタート」の手法をとり入れて、より充実させていきます。「ファミリー読書リレー」や「うち読絵本リレー」など「うち読」推進事業を実施している学校では、積極的に参加することで、親子が交流でき、いっしょに本を楽しむ機会となります。

2 保育所(園)・幼稚園

保育所(園)や幼稚園では、保育士や幼稚園教諭によって、絵本の読み聞かせや紙芝居などの読書活動が日常的に行われています。健やかな成長の基礎をつくるとともに、想像力を育てる大切なこの時期に、年齢や発達に合った絵本と出会って楽しさや心地よさを味わうことが、情緒の安定をはかり、豊かな心を育みます。今後は読み聞かせなどの機会をいっそう充実させ、読書環境を整備していくことによって、子どもたちの読書習慣の形成を図ることが必要です。

そこで、市立保育所においては、以下の課題について、それぞれの目標が早期に実現されるよう計画的に取り組んでいきます。私立保育所(園)、幼稚園についても、市立保育所に準じた取組がなされるよう協力を要請いたします。

(1) 読書環境の整備

蔵書の充実

充実した読書活動を展開するためには、まず、保育所(園)や幼稚園の蔵書を増やすことが必要です。市民図書館の団体貸出しなども利用して、読書環境を整備することが求められます。

読書コーナーの整備

子どもたちがいつでも自由に絵本に接することができるよう「絵本コーナー」などの読書スペースを設けることが有効です。また、年齢や発達段階に合った絵本をクラスごとに備えて、子どもたちの身の回りに本がある環境をつくる必要があります。

(2) 読書推進活動の充実

保育士・幼稚園教諭の研修体制の整備

今後、保育士や幼稚園教諭が十分な読書推進活動を行っていくためには、読書の意義やその進めかたについての理解を深め、読み聞かせやストーリーテリング(*1)などの具体的な技術を身につけるなど、各人の資質の向上を図ることが不可欠です。そのために、読書推進担当者の配置をすすめたり、職員の各種研修会や講座などへの参加の機会を確保するなどの体制の整備が求められます。

読み聞かせの普及、読書ボランティア活動との連携

保育士や幼稚園教諭による絵本や物語などの読み聞かせを継続するとともに、おはなし会を通じて地域の読書ボランティアとの連携をすすめ、子どもと本とのふれあいの機会をさらに広げることが必要です。

絵本の貸出しや紹介の充実

保育所(園)や幼稚園は、子どもたちにとって、いろいろな本を手にすることができるいちばん身近な場所です。好きな本を自宅でも読むことができるように、絵本の貸出しを積極的に行うことが必要です。また、園から保護者へのお便りなどで絵本の紹介を充実させていくことが、家庭での読書をすすめることにつながります。

*1) ストーリーテリング：語り手がお話を覚えて語って聞かせること。絵本などを読んで聞かせる場合は「読み聞かせ」という。

3 学校

学校は、さまざまな教育活動の場を通して発達段階に応じた本とふれあう機会を充実させることにより、児童生徒の読書への興味関心の高まりを支援しています。また、児童生徒が自ら読書生活を創り出し、生涯にわたる読書を習慣化させて、生活を豊かにしていく力を育む上でも、大きな役割を担っています。

春日市では、小中学校に専任の学校司書(嘱託職員)を配置し、学校の役割を支援してきました。また、小中学校における「読書の時間」の週時程への位置づけ、市内の読み聞かせサークルとの連携、教頭・司書教諭(*1)・学校司書で組織した市読書活動推進協議会の開催、市

民図書館による「学校連絡便」等の取組を通して、児童生徒の読書への興味関心を高めてきています。

今後さらに、推進組織の充実や関係組織・機関との連携の深化、読書環境の整備、教職員の研修の充実等を図ることにより、児童生徒が読書の楽しさや喜び、有用感を味わい、読書生活を充実させ、読書の習慣化を図るよう取組を拡充させていきます。

(1) 「読書活動推進のための全体計画」の作成

各学校において、司書教諭が「読書活動推進のための全体計画」を年度初めに作成し、教職員全体が職員会議等で学校図書館の意義と役割、読書生活の重要性を認識し、図書館オリエンテーション等の実践を行うことができるようにします。また、図書館利用者数などの数値目標を示した「学校図書館運営方針・年間計画」を明確にし、効果的な学校図書館運営を進めます。

- * 1) 司書教諭：学校図書館あるいは図書室のために置かれる図書館教育についての専門課程を履修した教員のこと。学校図書館法の平成9年の改正に伴い12学級以上の全ての学校に平成16年より配置されている。

(2) 資料情報の活用を位置づけた指導計画の作成

各学年において、国語科をはじめ社会科、理科、総合的な学習等の各教科・領域の学習指導において学校図書館等の資料・情報を生かした指導計画メモを作成します。

(3) 日常における児童生徒の読書活動の工夫

学習時間外の様々な機会における読書活動の活性化を図ります。

「読書の時間」の充実

全校一斉での「読書の時間」を週時程に位置づけます。「朝読」(*2)とともに「うち読」(*3)へと推し進め、児童生徒の読書習慣の定着を図ります。また、教職員が児童生徒の発達段階に応じた「おすすめの本」を選定紹介し、読書内容を充実させます。

児童会活動・生徒会活動の活性化

司書教諭・学校図書館司書の指導のもと、図書委員を中心に児童生徒の創意による活動を積極的に進め、児童生徒の読書への関心を高めます。

「子ども読書の日」「子ども読書週間」(*4)を中心とした読書関連行事の実施

児童生徒の「図書委員会」や「小学生読書リーダー」を主体にして、児童生徒の読書への関心を高めるような「読書の日」及び「読書週間」等の行事を企画実施します。

- * 2) 朝読：朝の読書。毎朝始業前の10分間、生徒と教師と一緒に全校一斉で、自分の選んだ好きな本を各クラスで読む教育実践。感想文や記録のようなものは一切求めず、ただ本を読むことだけを求めるところに特徴がある。

- * 3) うち読：朝の読書を通して読書が習慣化し、読書の楽しさを知っている子どもたちをお手本にして、家で家族みんなで本を読む読書スタイル。家庭で読書の時間をつくり、家族で読書の習慣を

共有することにより、家族のコミュニケーションを図ることを目的としている。

* 4) 子ども読書の日：2001年12月に公布・施行の「子ども読書活動推進法」により4月23日が「子ども読書の日」と示されている。

子ども読書週間：2000年「子ども読書年」を機に、4月23日～5月12日に期間が定められる。

(4) 校内読書環境整備

児童生徒の読書生活の構築を図るため、読書活動推進の中核となる場としての学校図書館や学級文庫等の環境を整備します。

学校図書館の環境整備

児童生徒が関心を持つ図書や各教科の学習を進める上で必要な図書の配備を進めていきます。学校図書館が読書センター及び学習・情報センターとしての機能を果たすために、「学校図書館図書標準」を基準に蔵書の充実を図ります(5年以内の達成)。更に、図書館内の配架・レイアウトを創意工夫し、児童生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館の整備を目指します。

また、障害のある児童生徒の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し「春日市ことばの教室」(*5)「春日市くれよんクラブ」(*6)等の専門機関と連携して、全ての児童生徒が読書に親しむことのできる環境の充実に努めます。

学級文庫の設置と整備

身近に本があることが児童生徒の読書意欲を高めます。教師が中心となり、学級文庫を設置し充実をさせます。貸し出し・返却等の運営は、学級の図書委員が当たるようにします。

校舎内の読書コーナーの工夫

児童生徒の発達段階に応じた教室、廊下などの読書環境整備に努め、読書への関心を高めます。

* 5) 春日市ことばの教室：ことばに関わる障害(構音障害、吃音、言語発達遅滞)のある児童への個別指導を行う教室。

* 6) 春日市くれよんクラブ：心身の発達にさまざまなつづきを持つ乳幼児(0歳～就学前)を対象に早期療育、指導を行うことで心身の発達を促し、社会生活、集団生活への適応能力の向上を図る市の療育機関。

(5) 校内の読書活動推進体制の整備

各学校における全体計画のもとに読書活動を推進するための組織をつくり、「自ら本を手にする子ども」を育てるための校内推進体制を整えます。

校内推進組織づくり

校務分掌担当者は、読書活動推進に直接関わる校務分掌を整え、学校図書館運営を軸として多様な読書活動を積極的に推進するための任にあたります。

司書教諭の執務体制の整備

司書教諭は、各学年の学習指導と学校図書館とをコーディネートし、学校図書館司書とともに学習関連情報の収集及び教職員への情報提供等を行います。そのために、学校司書との連携及び司書教諭業務の充実を図るため、司書教諭の授業時間について、学校においては週あたり2時間程度の軽減措置を行います。

保護者、地域との連携の推進

「読書の時間」や休み時間での読み聞かせ活動、各教科・領域における読書活動、家庭・公民館等での読書活動の充実を図るために、PTA組織との連携を進めます。また、保護者・地域の読み聞かせボランティアの活用を積極的に進めます。

(6) 読書推進事業の充実

「うち読」推進事業

現在一部の小学校で実施している「ファミリー読書リレー」や「うち読絵本リレー」など「うち読」を進める取組を他の学校にも広げ、参加者を増やします。

ビブリオバトル

現在一部の中学校で実施している「ビブリオバトル」(おすすめの本をひとり5分間で紹介する書評ゲーム)を他の学校にも広げ、参加者を増やします。

(7) 春日市としての学校支援体制の充実

学校の読書活動を支えるため、市として以下のとおり支援体制を充実させます。

学校間の連携推進

「春日市読書活動推進協議会」(*7)において、学校図書館の運営、司書教諭と学校図書館司書の連携、各学校の読書数目標値、読書活動推進状況や工夫点、成果と課題等についての情報交換を行い、それぞれの学校のよさを共有化して市内全小中学校の取組の質を高めていきます。

市民図書館との連携推進

市民図書館が実施している「学校連絡便」(*8)を活用し、授業に必要な本、児童・生徒からのリクエスト、学級文庫の充実を図ります。また、市教育委員会「春日市小中学校図書館整備活性化事業」の一環として、平成26年度から、市民図書館を中心に市内小中学校18校の学校図書館を結ぶ情報ネットワークを構築し、市全体でひとつの大きな図書館として運用を始めました。

学校司書の配置体制強化

学校図書館運営に関わる専任スタッフ(学校司書)の配置体制の充実を図ります。小学校の学校司書の配置を週4日から週5日に拡充を図る、中学校での配置日数増への検討を始めるなど、児童生徒や教職員への支援体制を整えます。

また、今後、市民図書館司書を学校司書として派遣する人事交流の可能性について研

究を進めます。

教職員の読書活動推進に関する研修の充実

読書活動の価値や読書センター及び学習情報センターとしての学校図書館の役割について学ぶための教職員の研修の場を充実させます。そのために、市民図書館司書の専門性を活用した研修を進めるとともに、平成21年度から司書教諭を対象にした「春日市司書教諭研修会」を新たに実施し、24年度からは一般教職員へも拡大します。

- *7) 春日市読書活動推進協議会：委員は市内小中学校の教頭、司書教諭、学校司書、市民図書館司書の専門委員、教育委員会事務局職員で構成する。定例会をもち、各学校における読書活動推進方策についての資料提供や読書実態データをもとにした協議等を行う。
- *8) 学校連絡便：学校からの希望図書のリストを市民図書館に送り、市民図書館からは図書の配送及び回収を行う。毎週定期的に市民図書館と学校を結ぶ「学校連絡便」によって、図書の流通を行っている。

4 地域

(1) 読書ボランティア活動・子ども文庫活動の活性化

ボランティアの数を増やす

市民図書館で実施している「おはなしボランティア講座」について、その受講者を増やし、修了者のボランティア活動や子ども文庫活動への参加を促すよう働きかけることが必要です。また、市報や市民図書館広報誌、市webサイトなどでも、各団体の活動を紹介して、PRに努めます。

活動を活発にする

市民図書館を中心に読書ボランティア活動のコーディネートを行い、育成を図りながらボランティア活動を支援します。

資質を向上させる

おはなしボランティア講座の経験者コースの内容を充実して、ボランティア参加者の資質の向上を図ります。

(2) 各施設での取組

児童センター

市内4箇所の児童センターには、それぞれ図書コーナーが設けられており、センターの事業として、定期的に職員等による読み聞かせが行われています。また、おはなしボランティアによるおはなし会が実施されているところもあり、読書環境の整備とともに、この

ような活動をさらに進めます。

図書コーナーの蔵書の整備や読書相談、読み聞かせなどについて、市民図書館との連携・協力を深めて充実を図り、あわせて、児童センターの職員が市民図書館や読書ボランティア団体主催の読書に関する講演会や研修会に参加するように努めます。

また、読書ボランティア団体との協力を深め、読書推進にかかわる事業については積極的にボランティアの協力を得られるようにして、より効果的に事業を展開します。

子育て支援センター

子育て支援センターは、子育てを総合的に支援するための拠点として、乳幼児の親子への遊びの場の提供や、育児相談、健康相談などを行っています。現在子育て事業を通して保育士による定期的な読み聞かせを実施しています。今後は、この相談事業をさらに充実させるとともに、子育て支援の講座・講演会の中で、子どもの読書活動についての保護者等の啓発を図ります。

公民館

地域の子ども文庫活動のために、定期的におはなし会の会場を提供するほか、一部の公民館では、オープンスペースにある本棚に絵本や童話を置いて、図書コーナーが設けられています。今後は、読書ボランティアの協力を得て、各自治会の活動として、地域の住民による読み聞かせやわらべうたの会、読書相談などの事業が実施されるよう、また関係機関が実施する子どもの読書推進事業に積極的な支援が行われるよう、各自治会に対して協力を要請します。

いきいきプラザ

健康課では、子どもの心身の健やかな発達を促し、よりよい安定した親子関係を築けるように母子保健に関する事業を実施する中で、絵本に接する機会を提供しています。乳幼児健診事業のうち、4ヵ月児健康診断では、市民図書館との連携によるファーストブック事業を実施しており、会場には、親子で絵本にふれられるように図書コーナーを設けています。また、妊娠や育児について学ぶ「マタニティクラス」でも、子どもと絵本についての講座を開いています。今後は、ファーストブック事業をさらに発展させるとともに、子どもと本についての講座を充実して、保護者への啓発に努めます。

療育訓練施設くれよんクラブ

くれよんクラブでは、発達に何らかの遅れなどがある乳幼児に対し、専門的な療育指導の一環として、絵本の読み聞かせや布の絵本を使った遊びを実施しています。今後も一人ひとりの子どもの興味や状態にあった絵本などの収集を継続します。また、市民図書館や読書ボランティアと連携して、おはなし会の実施や団体貸出の利用についても計画します。

5 図書館

市民図書館は、本や情報についてのネットワークの中心となる機関であり、子どもの読書活動についても、その推進拠点としての役割を担っています。読書に関する専門的な職員も配置

されているため、これからも、子どもたちが日常的に気軽に立ち寄って読書をしたり、何かわからないことがあれば、参考資料を調べることによって疑問を解決したりできるような場所として、施設の整備や運営の一層の充実を図ります。また、子どもと本とのかけがえのない出会いを応援するために、いろいろな機会をとらえて本を紹介するとともに、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。

(1) 児童図書 の 充 実

子どもの時代は、本に対する好みや質の感覚が養われる大切な時期であり、読書の習慣もこの時期につくられます。年齢、生活体験、読書体験がそれぞれ異なる子どもたちひとり一人の興味や読書能力に合った本を提供できるよう、また、学校連絡便や団体貸出などを通じて学校や保育所(園)・幼稚園、公民館、児童センターなど関連施設への支援が十分に実施できるよう、消耗した本の買い替えや複本の準備も含めて、これからも蔵書の充実整備に努めます。

(2) 児童カウンターでの読書案内・相談の実施

市民図書館では、児童サービス専用のカウンターを設け、担当職員を配置して子どもたちへの読書案内や相談、しらべものの援助などを行っています。このようなサービスを継続するとともに、子どもたちが、いつでも図書館に来て、自分の求める本に出会えるような環境をつくります。

(3) おはなし会などの事業の充実

市民図書館では、開館当初から絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどのプログラムで、乳児から小学生まで、毎週定例的に年齢別のおはなし会を実施しています。また、夏休みやクリスマス、読書週間などにあわせて、特別のおはなし会も開催しています。おはなし会のほかにも、小学生を対象にした図書館の見学・体験ツアーである「図書館探検隊」や、夏休みの工作教室なども行います。今後もこれらの事業を継続するとともに、内容のより一層の充実を図ります。

(4) ボランティアの養成と支援

地域や学校で読書ボランティアとして活動する方々を養成する「読書ボランティア養成講座」は、昨年より一般コースと学校コースに分け、より効果的な内容となるよう改善しました。これを継続するとともに、市内の読書ボランティア活動のPRやコーディネートを行い、春日市全域で読書ボランティアが展開されるよう支援します。

(5) 乳幼児むけサービスの充実

春日市では平成13年度から独自の方法でファーストブック事業を実施しています。乳幼児健康診査を受診した保護者に対し、市民図書館司書と読書ボランティアとの共同で、絵本の読み聞かせやわらべうたについての紹介を行い、あわせて図書館で推薦する絵本のリストと図書館の利用案内などを配布しています。今後はこの事業の充実をめざすとともに、乳幼児むけブックリストの作成や保護者を対象にした講座の開催などについても検討します。

(6) 配慮が必要な子どもへのサービスの充実

体に障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもたちの読書を支援するため、布の絵本や

大活字本、録音図書などの図書館資料の充実を図り、利用を促進します。また、市立小・中学校の特別支援学級やくれよんクラブの子どもたちへの団体貸出・おはなし会の実施、図書館の利用案内などを実施します。

(7) 移動図書館での児童サービスの充実

春日市民図書館の移動図書館車“たんぼぼ号”には、司書が乗務して本の相談や案内、絵本のよみかかせなどを行なっています。これを継続するとともに、移動図書館で提供する児童図書や子どもへのサービスの充実を図ります。

(8) 中学生・高校生世代へのサービスの充実

市民図書館では、小学校高学年から高校生くらいまでの年齢を対象にしたコーナーを設けて、小説や職業に関する本など、おもに中学生・高校生世代が利用する図書等を集めています。今後はこのコーナーの充実を図るとともに、従来から行っているおすすめの本の展示やコーナー通信の発行などに加え、図書館が、この年齢の子どもたちのコミュニケーションの場となるような参加型の事業を実施して、春日市の子どもたちが生涯にわたって図書館を活用し、読書に親しむことができるよう、さらにはたらきかけていきます。

(9) 学校・学校図書館との連携

市民図書館と学校図書館は、これまで学校連絡便や団体貸出などによる資料の貸借を中心として連携を図ってきましたが、平成26年度に管理システムを統合し、市民図書館を中心に市内小中学校18校の学校図書館を結んで、市全体でひとつの大きな図書館として運用を始めました。今後は、市民図書館の司書と司書教諭や学校図書館司書との業務上の連携をさらに強化して、学校図書館の活性化を図り、市民図書館と学校図書館のそれぞれの特性を活かした資料・情報提供サービスを実現します。

(10) 他機関との連携を生かしたサービスの充実

小・中学校、幼稚園や保育所(園)、児童センターなどとの連携を深め、学習課題や地域の子どもたちのニーズの把握に努めて図書館の蔵書構成や展示の企画に生かします。また、学校や幼稚園等で読み聞かせをしている保護者へのアドバイスなどを行って、子どもの本に関わる大人に対しても、適切な支援が実践できるよう努めます。

(11) 「春日市子ども読書活動推進計画」の進行管理

「春日市子ども読書推進計画」の実施を図るために、担当者を配置し、図書館の児童サービスにあたっては、この計画に基づく具体的施策を反映させていくよう努めます。

6 各施設における取組一覧

1 家庭での取組

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	家庭へのはたらきかけ				社会教育課（図書館担当） 学校教育課 子育て支援課

2 保育所(園)・幼稚園での取組

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	蔵書の整備				こども未来課 各保育所(園)・幼稚園
2	読書コーナーの整備				
3	保育士・幼稚園教諭の研修体制の整備				
4	読み聞かせの普及、読書ボランティア活動との連携				
5	絵本の貸出しや紹介の充実				

3 学校での取組

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	「読書活動推進のための全体計画」の作成				各小・中学校 学校教育課
2	資料情報の活用を位置づけた指導計画の作成				各小・中学校
3	日常における児童生徒の読書活動の工夫				各小・中学校
4	校内読書環境整備				各小・中学校 学校教育課
5	校内の読書活動推進体制の整備				各小・中学校 学校教育課
6	読書推進事業の充実（「うち読」推進事業、ビブリオバトル）				各小・中学校 学校教育課 社会教育課（図書館担当）
7	春日市としての学校支援体制の充実				各小・中学校 学校教育課 社会教育課（図書館担当）

4 地域での取組

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	読書ボランティア活動・子ども文庫活動の活性化				社会教育課（図書館担当）
2	児童センターでの取り組み（読み聞かせ・おはなし会の実施、職員研修の充実、ボランティア団体との協力）				子育て支援課
3	子育て支援センターでの取り組み（子育て支援講座による啓発、おはなし会の実施）				
4	公民館での取り組み（読み聞かせ等事業の実施、子ども読書推進事業への支援協力要請）				地域づくり課 子育て支援課
5	いきいきプラザでの取り組み（ファーストブック事業・子どもと本についての講座の充実）				健康課
6	療育訓練施設くれよんクラブでの取り組み（おはなし会の実施、絵本等の収集継続・充実）				福祉支援課

5 図書館での取組

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	児童図書 of 充実				社会教育課（図書館担当）
2	児童カウンターでの読書案内・相談の実施				
3	おはなし会などの事業の充実				
4	ボランティアの養成と支援				
5	乳幼児むけサービスの充実				
6	配慮が必要な子どもへのサービスの充実				
7	移動図書館での児童サービスの充実				
8	中学生・高校生世代へのサービスの充実				
9	学校・学校図書館との連携				
10	他機関との連携を生かしたサービスの充実				
11	「春日市子ども読書活動推進計画」の進行管理				

資料編

(1) 子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策

定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）〔抜粋〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確率とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

〔2〕子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月 国会報告）〔抜粋〕

第2章 基本的方針

- 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

(3) 第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月11日 国会報告) (抜粋)

第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」(以下、「都道府県推進計画」という。)が定められた(注1)。

公立図書館と連携する学校が大幅に増加した(平成14年度:45.5パーセント、平成18年度:52.5パーセント)(注2)。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている(注3)。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ(平成14年度:35.2パーセ

ント，平成 18 年度：69.6 パーセント)(注 4)。

学校図書館における図書数が一定程度増加する(平成 14 年度から平成 17 年度にかけて約 1,550 万冊増加)(注 5)とともに，図書情報のデータベース(注 6)化が進んだ(平成 14 年度：26.9 パーセント，平成 18 年度：41.5 パーセント)(注 7)。

平成 14 年度から平成 18 年度にかけて，「子どもゆめ基金」(注 8)により，子どもの読書活動を支援する 1,685 団体への助成が行われた。

(注 1)平成 18 年度『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果(文部科学省)より

(注 2)平成 15 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 3)平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 4)平成 15 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 5)平成 15 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 6)データベース：必要に応じて資料等を検索できるように，コンピューターの磁気テープやディスクに組織的に蓄積したデータの集合のこと。

(注 7)平成 15 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 8)子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され，青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付する。

第一次基本計画期間における成果としては，以下のようなものが挙げられる。

平成 13 年度，15 年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成 19 年度に行われた全国学力・学習状況調査によると，平日における読書を「全く，または，ほとんどしない」(全国学力・学習状況調査においては「全くしない」と答えた割合は，小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に，中学生の減少は著しく，平成 13 年度から 19 年度にかけて約 17 ポイントの減少となった。また，平成 14 年度，15 年度，17 年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても，若干の減少傾向が見られた。

公立図書館では，児童書の貸出冊数が増加する(平成 13 年度：約 12,500 万冊，平成 16 年度：約 13,500 万冊)とともに，児童の帯出者数も増加した(平成 13 年度：約 2,160 万人，平成 16 年度：約 2,360 万人)(注 9)。児童室を有する図書館が増加した(平成 14 年：1,751 館，平成 17 年：1,870 館)(注 10)。

全校一斉の読書活動を行う学校が増加した(平成 14 年度：74.3 パーセント，平成 18 年度：84.2 パーセント)(注 11)。また，読み聞かせや「ブックトーク」(注 12)を行う学校も増加した(平成 16 年度：46.8 パーセント，平成 18 年度：52.2 パーセント)(注 13)。

(注 9)平成 14 年度及び平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注 10)平成 14 年度及び平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注 11)平成 15 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 12)ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に，あらすじや著者紹介などを交えて，本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(注 13)平成 16 年度及び平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成 15 年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生 28.3 パーセント、中学生 47.9 パーセント、高校生 61.3 パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成 18 年度末までに、法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」（以下、「市町村推進計画」という。）を策定している市町村は 24 パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は 15 パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は 34 パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が 28 パーセントを占める（注 14）など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成 17 年現在も、市（区）町村別の公立図書館設置率は、市（区）97.9 パーセント、町 53.9 パーセント、村 22.0 パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている（注 15）。小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低 17.8 万円から最高 67.2 万円（平成 17 年度）と約 50 万円の開きが見られ（注 16）、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料（注 17）の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成 17 年度末における学校図書館図書標準（注 18）の達成状況は、小学校で 40.1 パーセント、中学校で 34.9 パーセントにとどまっている（注 19）。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成 16 年に公表された「OECD 生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成 19 年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

（注 14）平成 18 年度『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 15）平成 14 年度及び平成 17 年度「社会教育調査報告書」（文部科学省）より

（注 16）平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 17）学校図書館資料：学校図書館法第 2 条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

（注 18）学校図書館図書標準：平成 5 年に設定された学校図書館図書整備の目標。

（注 19）平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）より

第 3 章 基本的方針

第 2 章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、

図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第 2 条や文字・活字文化振興法第 1 条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

2 家庭，地域，学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭，地域，学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関，民間団体，事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭，地域，学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭，地域，学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭，地域，学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設，設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

4 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者，教員，保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子ども読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

〔4〕第三次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年5月17日 閣議決定)
〔抜粋〕

第2章 第二次基本計画期間における取組と課題

1. 第一次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

(1) 家庭・地域における取組

図書館数が漸増しており過去最高となった(平成20年:3,165館、平成23年:3,274館)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

児童室を有する図書館が増加した(平成20年:1,938館、平成23年:2,059館)。

図書館の児童へ貸出冊数¹(年間)が過去最高となった(平成19年度:約1億3,420万冊、平成22年度:約1億7,956万冊)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した(平成20年:9万8千人、平成23年:11万2千人)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)²導入率(市町村立図書館)が上昇した。(平成20年:84.4%、平成23年:87.3%)。(平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査)

(2) 学校等における取組

全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した。(平成19年:小学校94.4%(92.3%)、中学校88.2%(92.2%)、高校36.9%(80.8%)、平成24年:小学校96.4%(91.6%)、中学校88.2%(94.5%)、高校40.8%(78.8%)。ただし()内は朝の始業前に実施しているもの。(平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている(平成19年:小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年:小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%)。11学級以下の学校でも増加傾向にある(平成19年:小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年:小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%)。(平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある(平成19年:小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年:小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%)。(平成19年度及び平成24年

¹ 平成22年度は「児童図書の貸出冊数」。

² オンライン閲覧目録(OPAC): 利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。OPACはOnline Public Access Catalogの略。

度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)

「OECD 生徒の学習到達度調査」(2009年調査)によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている(2006年調査:15位/57か国・地域、2009年調査:8位/65か国・地域)。

2. 第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

(1) 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた(社)全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も読まなかった「不読者」の割合(不読率)は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

(2) 地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」(文部科学省)によると、市町村推進計画の策定率(平成23年度末)は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」(文部科学省)によると、市町村別の公立図書館の設置率(平成23年度)も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費(年間)の、平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円(平成22年度)と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

(3) 学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料(学校図書館法(昭和28年度法律185号)第2条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。)の整備に関して、学校図書館図書標準(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定)の達成状況は、第二次基本計画策定時(平成19年度末)は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約5割にとどまっている。

3 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

(1) 「国民読書年」(平成22年)の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなん

だ行事や取組が推進された。

こうした取組の一環として、平成 22 年 7 月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」³が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成 23 年 9 月)において、人材育成や環境整備等が提言された。

(2) 図書館法の改正

平成 20 年 6 月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習効果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成 24 年 12 月に望ましい基準を改正した。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成 20 年度及び 21 年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領(平成 20 年文部科学省告示第 26 号)では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。

(4) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。例えば、平成 22 年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある。

さらに、平成 24 年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになった。

第 3 章 基本の方針

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

³ 国民の読書推進に関する協力者会議：国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置された。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化している中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

1．家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

2．子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

3．子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

〔5〕 福岡県子ども読書推進計画(平成16年2月 福岡県教育委員会)〔抜粋〕

基本的な考え方

1 基本目標

(1) 読書の意義

福岡県は、「将来の夢や目標を持ち、それに向かって努力する人間性豊かな青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

平成13年の「青少年アンビシャス運動100人委員会」（会長：江崎玲於奈芝浦工業大学学長）中間報告において、運動展開の3つの原則と「子どもがアンビシャスになるための12の提案」が掲げられました。

その提案の一つが、「読書をしよう」というものです。提案では、「自分の意見をしっかりと持ちつつ、他人とのコミュニケーションをするためには、日ごろからしっかりした考え方や順序よく話すことが必要です。そうした能力を養うのは読書です。読書により知識を得、考えを深めることができます。読書は他人を思いやる心や自己の内面を見つめ直すまたとない機会です。」としています。

この「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

平成15年度の第49回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が8.0冊、中学生が2.8冊、高校生が1.3冊と、年齢とともに本を読まなくなっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生9.3%、中学生31.9%、高校生58.7%で、依然として子どもの読書離れが深刻な状況であることがうかがえます。

福岡県では、平成12年の「子ども読書年」を契機として、子どもの読書活動を推進するために、10分間読書運動の実践、本の読み聞かせなどによる子どもの読書活動の推進、読書ボランティアの育成とその活用促進などの施策を積極的に推進してきたところです。「朝の10分間読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、さらにその取組の輪が広がっています。また、県内において、乳児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタート運動に取り組む市町村も増えています。

子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

(2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どもの絆が強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作

ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書推進ボランティア団体・グループなどが、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第2次実施計画」（平成14年度）の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に係る施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活

動の推進が期待されています。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合(1)を通じた各書店との連携・協力によって、さらなる子どもの読書推進を図ることが期待できます。

4 計画期間

「福岡県子ども読書推進計画」の期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

1 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している、法のもとに経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるため様々な社会活動を行っている。

(6) 福岡県子ども読書推進計画(改訂版)(平成22年3月 福岡県教育委員会)〔抜粋〕

これまでの取組・成果と課題(平成15年度～平成21年度)

1 取組・成果

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭

家庭における読書活動の推進

「家庭教育手帳」(1)の配布や、PTA 研修会等を通じて、保護者に対して読み聞かせや読書の重要性について啓発を図ることができました。

(2) 地域

青少年アンビシャス運動の取組

青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」(2)により、読書の楽しさ・大切さについての認識が深まるとともに、子どもの読書推進ボランティア団体・グループ(以下「ボランティア団体等」という。)の育成が図られ、小学生の読書活動の活性化へ繋がりました。

ブックスタート運動の広がり

県立図書館では、ブックスタート(2)に関する講座を行い、ブックスタート運動の重要性にゆいての啓発を図りました。県内の市町村でブックスタート事業の取組が広がってきています。

(3) 学校

一斉読書活動の定着

学校における一斉読書活動は、多くの学校で取り組まれており、公立小・中学校の9割以上が実施しています。また、平成15年度に比べて公立中学校では27.3ポイント、県立高等学校では12.3ポイント高くなっています。

子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

(1) 図書館

県立図書館子ども図書館を中心とした子どもの読書活動の推進

県民に対する直接サービスとして、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本のリストなど書誌の作成、障害のある子どもや日本語が母国語でない子どもに対する資料の充実等に努めました。

また、市町村支援として、市町村の図書館職員向けの研修会の実施や図書館未設置市町村への貸出文庫事業による資料の一括貸出等を行いました。さらに、小中学校図書館へのモデル事業として、テーマ別に図書を集めてセットとして貸し出す「学校貸出図書セット」事業を開始しました。

(2) 学校図書館

学校図書館への人的配置の促進

福岡県では、現在、12学級以上のすべての学校に司書教諭が置かれるようになっていきます。

(3) 市町村の推進体制の整備

市町村の取組促進

市町村に対する指導助言や研修会の実施を通して、「市町村子ども読書推進計画」(以下「市町村推進計画」という。)策定に向けた意識の向上に努めました。市町村推進計画の策定率は年々増えてきています。

図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

「福岡県図書館情報ネットワークシステム」の整備

「福岡県図書館情報ネットワークシステム」(4)を構築し、横断検索(5)や所蔵館に対するインターネットを介しての貸出申込み・回答を可能にしたことから、図書館間の相互貸借(6)が年々増加しています。

図書館間の連携・ネットワーク化

平成17年3月に県内の公共図書館（室）、学校図書館、大学図書館、専門図書館のそれぞれの協議会が横断的に加盟する「福岡県図書館協会」を設立し、館種の異なる図書館間での相互貸借や研修会の相互参加等を実施しています。

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

啓発広報の推進

子どもの読書活動の現状や読書の有用性を改めて認識するとともに、読書の習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、学校が一体となって読書活動の環境づくりについての理解を深める読書フォーラムを実施し、読書の楽しさや大切さの共通認識が図られました。

「子ども読書の日」を中心とした取組の実施

県立図書館において「子ども読書の日フェスティバル」を実施するなど、「子ども読書の日」（ 7 ）の普及・啓発を図りました。県内の図書館・学校等でも「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」（ 8 ）の取組が定着してきています。

2 課題

「市町村推進計画」の策定状況

「市町村推進計画」の策定率は年々増加している一方、策定の予定がない市町村は平成21年3月末現在8市町村（12.1%）となっています。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が連携協力して総合的に推進することが必要です。そのためには市町村において、「市町村推進計画」を策定することが必要です。

読書習慣の定着

人間形成や読書習慣の形成に大きな影響を及ぼすといわれる幼児期の子どもに対する読書活動の推進が必要です。

読書推進ボランティアの育成

読書推進ボランティア養成講座等については、多くの市町村で実施されており、ボランティア団体等の数も増えてきています。今後は、読書推進ボランティアの質の向上を図ることが必要です。

図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

相互貸借の利用が活発な市町村がある一方、図書館未設置市町村の中には蔵書が少ないうえに相互貸借の利用も少ない所があります。こうした市町村にどのように相互貸借や新たに開始する遠隔地貸出・返却サービス（ 9 ）を普及させるかが今後の課題です。

また、学校図書館等との連携・協力も、相互貸借のみならず、研修など更なる拡充を推進する必要があります。

学校における推進体制の整備

学校図書館の図書標準（ 10 ）を達成している学校は、50%弱となっています。学校図書館の利用、活用の充実のためにも、図書標準を達成するよう市町村へ働きかける必要があります。

啓発広報の推進

家庭、地域、学校が子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

ホームページ等を活用し、子どもの読書活動の推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動に関する情報提供を行い、その大切さについて社会的理解を深める必要があります。

1 家庭教育手帳

文部科学省が作成した家庭教育に関する冊子。平成 21 年度からは CD-ROM とホームページによるデータの提供となっている。

2 「本のわくわく探検事業」

平成 13 年度から平成 21 年度まで実施した事業。読書フォーラムの開催、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣の 3 事業を県内 8 地区の各地区実行委員会に委託して実施した。

3 ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの 0 歳児健診などで行われることが多い。

4 福岡県図書館情報ネットワークシステム

インターネットを利用して、県内の図書館(室)間で、横断検索や相互貸借の依頼、様々な情報交換等を可能にしたシステムのこと。

5 横断検索

図書館資料を検索する時に、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索することができるシステムのこと。

6 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者へ提供すること。

7 子ども読書の日

平成 13 年 12 月に公布・施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4 月 23 日「子ども読書の日」が設けられた。

8 こどもの読書週間

読書推進運動協議会が主催するもので、昭和 34 年よりはじまった。こどもの日を含む 2 週間だったが、2000 年の「子ども読書年」を機に、4 月 23 日から 5 月 12 日までの 3 週間となった。

9 遠隔地貸出・返却サービス

県立図書館の資料を、利用者の希望する近隣の図書館で貸出・返却できるサービスのこと。ホームページ等から申込みができる。

10 学校図書館の図書標準

平成 5 年 3 月に文部省(当時)が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の数の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

(7) 春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱(平成 21 年 12 月 1 日 教育委員会告示第 14 号)

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第4条の規定に基づき、春日市における子どもの読書活動を推進するため、春日市子ども読書活動推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 春日市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (3) その他春日市における子どもの読書活動の推進に関すること。

(委員)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出し、依頼する。

- (1) 学校教育部教務課職員
- (2) 学校教育部学校教育課職員
- (3) 地域生活部地域づくり課職員
- (4) 健康福祉部健康課職員
- (5) 春日市立小学校司書教諭
- (6) 春日市立中学校司書教諭
- (7) 春日市立小学校学校司書
- (8) 春日市立中学校学校司書
- (9) 春日市内に所在する幼稚園の教諭
- (10) 春日市立保育所保育士
- (11) 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会会員
- (12) 春日市立学校において学校読書ボランティアに携わる者
- (13) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第4条 委員の依頼期間は、5年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、必要があるときは、教育委員会は依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、社会教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(8) 春日市子ども読書活動推進連絡会委員名簿(平成26年度)

区 分	氏 名	所属・役職
学校教育部職員	藤田秀之	春日市教育委員会指導主事(会長)
学校教育部学校教育課職員	境 晃平	春日市教育委員会学校教育課
健康福祉部健康課職員	中園直美	春日市健康福祉部健康課
春日市立小学校司書教諭	青木美栄	春日東小学校
春日市立中学校司書教諭	大嶋千治	春日野中学校
春日市立小学校学校司書	堀上和子	春日野小学校
春日市立中学校学校司書	岡崎麻紀	春日北中学校
春日市に所在する幼稚園の教諭	黒永佳子	森の木幼稚園
春日市立保育所保育士	小林由美	須玖保育所
春日市子ども文庫・読書サークル連絡会会員	前園敦子	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会
春日市立学校において学校読書ボランティアに携わる者	佐藤佳子	春日東小学校読書ボランティア
その他教育委員会が必要と認める者	東 和男	元福岡教育大学大学院教授(副会長)
その他教育委員会が必要と認める者	高良登美	春日市健康福祉部子育て支援課

第二次春日市子ども読書活動推進計画

発行：平成27年4月

春日市教育委員会（社会教育課図書館担当）

〒816-0831

春日市大谷6丁目24番地

TEL 092-584-4646

FAX 092-584-3900